

第百五十回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第七号

平成十二年十一月六日(月曜日)

午後一時七分開議

出席委員

委員長 自見庄三郎君

理事 小林 興起君 理事 鈴木 宗男君

理事 西野あきら君 理事 細田 博之君

理事 長浜 博行君 理事 堀込 征雄君

理事 河上 寛雄君 理事 塩田 晋君

荒井 広幸君 岩崎 忠夫君

小坂 憲次君 桜田 義孝君

下村 博文君 高島 修君

高橋 一郎君 中谷 元君

林 幹雄君 松宮 勲君

森 英介君 八代 英太君

阿久津幸彦君 加藤 公一君

鹿野 道彦君 鍵田 節哉君

玄葉光一郎君 島 聡君

手塚 仁雄君 松本 龍君

山花 郁夫君 遠藤 和良君

久保 哲司君 達増 拓也君

中井 治君 大幡 基夫君

木島日出夫君 今川 正美君

北川れん子君 平井 卓也君

小池百合子君

議員 大野 功統君

議員 亀井 善之君

議員 谷津 義男君

議員 玄葉光一郎君

議員 漆原 良夫君

議員 久保 哲司君

議員 中井 治君

議員 木島日出夫君

議員 辻元 清美君

議員 小池百合子君

自治政務次官 中谷 元君
自治政務次官 荒井 広幸君
政府参考人 古田 佑紀君
(法務省刑事局長)
衆議院調査局第二特別調査 牧之内隆久君
室長

委員の異動
十一月六日
補欠選任
中馬 弘毅君 森 英介君
中井 治君 達増 拓也君
児玉 健次君 大幡 基夫君

同日
辞任
森 英介君 補欠選任
達増 拓也君 中馬 弘毅君
中井 治君

十一月六日

あつせん利得罪の実効ある制定に関する意見書(北海道小樽市議会)(第一一九四号)

あつせん利得罪の実効ある法制化に関する意見書(北海道函館市議会)(第一一九五号)

あつせん利得罪の法制化に関する意見書(北海道寿都町議会)(第一一九六号)

あつせん利得罪の法制化に関する意見書(青森市議会)(第一一九七号)

あつせん利得罪の制定に関する意見書(北海道砂川市議会)(第一一九八号)

あつせん利得罪の制定に関する意見書(千葉県松戸市議会)(第一一九九号)

あつせん利得罪の制定に関する意見書(東京都北区議会)(第二二〇〇号)

あつせん利得罪の制定に関する意見書(大分市議会)(第二二〇一号)

実効あるあつせん利得罪の早期制定に関する

る意見書(大阪府茨木市議会)(第二二〇二号)
衆議院議員小選挙区制の見直しに関する意見書(長野県鬼無里村議会)(第二二〇三号)
衆議院議員選挙における中選挙区制導入に関する意見書(熊本県議会)(第二二〇四号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
公職にある者等によるあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案(亀井善之君外十七名提出、衆法第一号)

公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第二号)

○自見委員長 これより会議を開きます。

亀井善之君外十七名提出、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案及び菅直人君外十二名提出、公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として法務省刑事局長古田佑紀君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○自見委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 委員長初め理事の皆様、そして委員の皆様、そして与野党の法案提案者の皆様、大変御苦労までございます。

この委員会も大変熱心に議論をまいりまして、今国民の皆さんが大変注目をされておられるせん利得処罰法案の審議をしてきたわけでございますが、今までの審議を通して、かなり論点が明確になったと思います。私は、その論点を少しまとめましてお聞きしたいと思います。

特に、野党の皆さんからは、与党案はいわゆるざる法ではないかと、実効性がないのではないかと懸念が浮かんできているわけですが、それは、主眼ところは四点になるのではないかと思っています。

一つは、与党案は請託を要件としている、それから、私設秘書を対象としていない、職務の範囲を限定している、第三者供与の明記がない、こういった観点について野党の皆さんそれぞれと与党案に対する非難があるわけですが、それぞれで、与党の提案者に、それぞれの項目について明確に、ざる法ではない、こういうふうな反論をしていただきたいと思います。

最初に、請託を要件としたことがざる法にはならない、この点について明確な答弁を求めます。

○久保議員 お答え申し上げます。

今、遠藤委員の方から、野党からはざる法ではないか、あるいは実効性がないのではないかと、いった非難があるというお声がございました。事実、先週の審議の中でも、野党答弁者の方から、与党案はざる法だといった言葉を相当回数耳にしたところでございますけれども、私は、決して与党案はざる法だとは思っておりません。

確かに、それは一般的に言えば、ざるよりもバケツですくった方がすべてをすくえるのかもわかりませんが、いいものも悪いものも含めてすべて

をすくうというのは、これまたいかがなものか。飯にざるであつたとしても、本来やっちゃならぬことをやつた者をきつちりとすくえるということであれば、よりその方が効率的ではないのか、そのように思つておることを冒頭申し上げさせていただきます。

その上で、具体的に請託についてお尋ねがございましたので、請託について、まず我々の考えを申し上げます。

あつせんというのは、通常、請託を受けてなされるのが当然の形であります。その上で、我々政治公務員というものが他の公務員に何かを働きかける場合、これは、だれかに何かを頼まれてその人のためにするいわゆるあつせん行為、こういった場合と、地域住民の声あるいは国民の声を吸い上げて、通常の政治活動という形でもって公務員あるいは役所に向かって働きかける場合、こういう二つの類型があるかと思ひますけれども、請託ということと要件になつた場合にはこの両者の区別が非常に不明瞭になつてしまひ、すなわち処罰範囲があいまいに広がつてしまふということがあります。そこで、処罰範囲の明確性を期すという点から、我々は請託という要件を入れました。

刑法のあつせん収賄罪においても請託を要件としていて、ところでありまして、請託を要件とする立証事項がふえる、この点に関しては確かにそうでございますけれども、そもそも、一般に立証の難易は具体的事案における証拠関係に左右されるところが大でございまして、請託という要件が存在することによつて直ちに立証が困難になるか否かは一概に言えない問題ではないかというふうに考えております。

以上のとおり、請託を要件としたのは、その必要があるからでございまして、かつ、この要件を設けても実効性が損なわれるものではないというふうに確信をいたしておるところでございます。

○遠藤(和)委員 では、二番目の、私設秘書を対象としなかつた理由、並びに、そうしたからといつてざる法になつたのではない、このことに對して明確な反論をお願いします。

○久保議員 私設秘書に関して、私どもの法案には、行為主體としては入れておりません。それは、本罪は、政治に關与する公務員の、まさに公務員の活動の廉潔性、清廉潔白性とこれに對する国民の信頼を保護しようとするところに置いているからであります。したがひまして、処罰の範囲を公務員でない私設秘書にまで拡大することは不適当であると考えております。すなわち、私設秘書については、国会議員との關係の程度は個々さまざまございまして、一律に処罰の対象とすることは不適当であると考えたところでございします。

また、刑法のあつせん収賄罪においては、公務員に職務上不正な行為をさせた場合に成立する犯罪、このようになつてございしますけれども、我々のあつせん利得収賄罪につきましては、公務員に正当な職務上の行為をさせた場合においても犯罪として成立するものでございします。したがつて、同じあつせん行為であっても、犯情としては明らかに本罪の方が軽いと言つことが出来るわけでございます。

そこで、刑法のあつせん収賄罪では私設秘書を処罰の対象としていない。犯情の重い刑法のあつせん収賄罪においてすら処罰の対象とされていらない私設秘書を、より犯情の軽い本罪において処罰の対象とすることはバランスを欠く結果になつてしまふのではないか、このような観点から、本罪では私設秘書を処罰の対象としなかつたところでございします。

なお、私設秘書のあつせん行為について国会議員の指示があつた場合には、その議員本人に本法案の罪が成立し得ることは申すまでもございします。以上でございします。

○遠藤(和)委員 その場合、共同正犯で秘書自身も刑法六十五條で罰せられる、これは間違ひありませんね。

○久保議員 事案によりまして、今おつたように、共同正犯という形になるうかと思ひます。

○遠藤(和)委員 では、第三点目ですけれども、要するに、職務の範囲を限定してありますね。契約と処分ということにしたことによつて実効性が損なわれるのではないか、こういうふうな野党からの批判がありますが、いかがでしょうか。

○久保議員 我々は、契約または処分に關するあつせん行為というものに限定をしたわけでございますけれども、政治公務員は、本来、国民あるいは地域住民の全体の利益を図るために行動することを期待されております。契約や処分の段階であつせん行為というよりは、むしろ当該契約の相手方であるとか処分の対象者等、特定の者の利益を図るという性格が顕著であり、そのようなあつせん行為を行つて報酬を得る行為は、政治公務員の政治活動の廉潔性及びこれに對する国民の信頼を著しく失う度合いが強いため、処罰をすることとしたしました。

一方、これに当たらない、いわゆる行政計画や予算案作成等に關するあつせんについては、行政計画や予算案等に民意を反映させることそのものが政治活動として公職者等に期待されているところであることからして、政治活動の自由を保障する観点も踏まえ、処罰対象としなかつたところでございします。

なお、野党案のように、特定の者に利益を得させる目的を要件として対象となるあつせん行為を限定する場合、特定とはいかなる広がりまでを指すのか。例えば、業界団体の構成員が利益を享受するような場合に、当該業界団体は特定の者と言ひ得るのかあいまいさが残り、犯罪の構成要件として適当でないことから、あつせん行為の内容を

客觀的に見て、特定の者の利益を図るという性格が顕著である契約、そして特定の者に対する処分というものに限定したところでございします。

○遠藤(和)委員 では、第四番目の観点ですけれども、第三者供与を明文化しなかつたことは抜け穴をつくつてゐるのではないか、こういう非難がありますか、どう反撃しますか。

○久保議員 本件につきましては、現在のあつせん収賄罪におきましても第三者供与は処罰の対象とされておひません。それとのバランスもあり、先ほども申し上げました犯情の軽い、重い、こういったことも含めまして、本法案においても第三者供与は処罰の対象としなかつたところでございします。

なお、現在のあつせん収賄の場合と同様、外形的には本人以外の者、すなわち第三者が本法案所定のあつせん行為との間に對価性があると認められる財産上の利益を受け取つたとされる場合におきましても、当該財産上の利益に對して本人が事實上の支配力あるいは實質的な処分権といったものを有するものと認定できる場合には、本人が收受したものと本人に本法案所定の罪が成立する可能性はあり、そういった観点から、第三者供与の規定がないとしても不都合はないものと考えております。また、本法案の法益は十分保護されるものであるというふうに認識をしております。

ここで言う實質上の支配力の有無、処分権の有無といったことは、具体的な証拠關係に基づく事實認定の問題であるというふうに我々は考えておるところでございします。

○遠藤(和)委員 今かなり論点が明確になつてきたと思ひます。

それで、与党の提案者に重ねて聞きたいのですけれども、野党案に對する評価というものが今までの審議の中では余り聞かれておりません。野党の側からは与党案に對する意見がかなり出されたわけですが、与党の側から、現在の野党案についてどういふ評価をしているのか、それを論点を明確にして述べてください。

○久保議員 野党案についてどう評価するかという御質問でございますが、野党案においては、契約や特定の者に対する行政庁の処分に限定せず、予算の措置であるとかあるいは予算のいわゆる箇所づけ、ないしは租税の特別措置、さらには補助金の交付要綱の改正といった行為まで対象になるというふうにおっしゃっておいででございます。

しかし、このような行為は広く国民、住民全体の利益を図るための行為として本来政治公務員に期待されているものであって、本法案の保護法益である公職にある者の政治活動の廉潔性、清廉潔白性を害するものではないというふうには我々は考えております。これらの行為までもを処罰対象とすることは、処罰範囲が余りにも広くなり、政治公務員による正当な政治活動を萎縮させるおそれがあるものというふうには考えます。

また、野党案においては、特定の者に利益を得させる目的を要件とされておりますけれども、この要件については、特定とはいかなる広がりまでを指すのか。先ほども申し上げましたけれども、業界団体の構成員が利益を享受するような場合に、その業界団体が特定の者と言いつけるのか、あいまいさが残る。犯罪構成要件の明確化の要請の見地からも問題があるというふうには我々は考えております。

さらにつけ加えて申し上げますならば、野党案は、ある意味で与党案よりも厳しいものをつくらないといけない、あるいは理屈よりも国民へのアピールの姿勢を優先せぬといかぬ、こういった考えが先行する余り、現実の政治活動への影響といったことはある程度外視をしても一向に構わない、そういった観点から提案されたのではないかと思わざるを得ない点がございます。このことは、野党が与党案の提出を見て、対象を国会議員に限っていたかつての案を撤回され、地方議員そして私設秘書をも対象にした新しい案を出し直された、こういった経過から見ても明らかではないかというふうには思うところであります。

また、私ども、また私自身もそうでありまして、けれども、政治活動の自由は何としても守り通さなければならぬ、このように思っておりますし、自由な政治活動が保障されてこそ政治の進運が図られる、このように思っています。野党案は、政治活動の自由への配慮がなされているのか、そういった点で疑問を持っておりますのでございます。すなわち、構成要件等におきまして、請託の必要はない、権限の有無も特に規定がない、職務に関する行為をさせるように、または相当な行為をさせる行為として政治公務員が公務員に働きかけ、その結果としていろいろを收受、要求、約束したということでもって犯罪が構成されるということになってしましますと、実は昨日も地元で多くの市会議員さん方と、いろいろな話をいたしました。こ

こまでいってしまつと、国会の皆さんは国会議事堂という、役所とはある種切り離されたところで仕事してはるか知らぬけれども、我々がおる小さい市役所だったら、ちょっと廊下を挟んだら向こうに職員がいる、そこへ行つて物を言うことすら何か変に疑われてしまつと、何か議会議棟を離れてそっちへ行くことすらはばかられる、公務員の方も議員が来たら口をつぐんでしまつような状態になつてしまふんじゃないか、こういった話まで正直申し上げて出ておりました。

そういったこと等を考えますと、まさにこれは現場の政治活動に及ぼす影響はすくぶ甚大であると思ひますし、政治活動の自由をなし崩しにするきっかけとなる危険性が大きい。そういった点で、強い抵抗を覚えるを得ません。

いづれにいたしましても、与党案、野党案では、法案の保護法益また構成からして全く土俵が異なっているのではないかとこのように考えざるを得ません。

最後に、せんだつて小池委員の方から質問が野党に對してありましたけれども、警察国家的なものになるのではないかと、こういう危惧が示された点がございますけれども、この点につきましても、今申し上げました構成要件があいまいである

ということとは、イコール、結局使えない法案になるか、使つとすれば、警察にすべての判断を任せ、警察の恣意を許すということになつていくのではないかと。そういった意味で、我々の構成要件を明確化したことにこそ、この立法の意味があるというふうには考えておるところでございます。

○遠藤和委員 提案者の意見は確かによくわかりました。それで、私は野党の皆さんに質問したいと思ひます。

野党案の方は、職務の範囲を限定していませんから、いわゆる政治公務員がその立場で行う政治活動はすべて入る、こういうふうな理解になると思ひます。

それで、あとは「特定の者に利益を得させる目的で」というのは、私もこの間の質疑で言ったのですけれども、大変あいまいな話ではないのか、こう思ふのです。

例えば、私どもの立法行為の中で考えてみると、離島振興法というのは、全国民から見れば特定の者に利益を得させる法案だと理解することもできるだろうと思ひます。あるいは、租税特別措置法、これもある意味では特別の皆さんのために利益が及ぶような法律になる可能性があります。現に、労働組合の皆さんから、サラリーマンの税金を安くしてくださいというふうな話もあるわけ

ですけれども、そうしたのもすべて特定の者に利益を得させる行為になるのではないかと懸念をするわけです。あるいは、予算づけについても、ここにこういう予算をつけましようというの、野党の皆さんの目から見れば特定の者に利益を及ぼす行為になるのではないかと、このように考えるわけでございますけれども、この認識は間違いがありませんかどうか。

それから、具体的な話で恐縮なのですが、それ、例えば離島振興法を国会で成立させる場合に、離島の皆さんが陳情に来られますね。そして、一緒に食事をしましよう、まあお弁当を食

べたとします。そして、そこで、ぜひこの法律を通してくださいという請託はなかった。けれども、自分自身の信念としてやはり離島の振興は大切だと思つて、本会議に出席して全会一致で通した、こうしますね。この場合に弁当と一緒に食べているわけですが、これは、皆さん方から見れば処罰の対象でしょうか。

○本島議員 たくさんのことが質問になりましたので、職務の範囲を限定しないじゃないか、広過ぎるじゃないかという質問に対して、まずお答えします。

野党案は、本来、国民や地域住民全体の利益を図るために行動することが期待されている政治公務員等が、特定の者の利益を図るようなあつせん行為を行つて報酬を得ること、これが政治公務員等の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を失わせる、と同時に、野党案が保護法益として考えているところでありまして、あつせんを受けた公務員の職務の公正にも疑いを抱かせるということから、これを処罰の対象としているわけでありました。

特定の者の利益を図るために行われるあつせん行為というものは、与党案のように、単に契約とか行政処分の場合に限られるものではありません。大きな問題になつていゝ中に行政指導があり、行政の制度改正の検討過程など、さまざまな場面で行政というものは行われることが当然想定されるわけでありまして、そうした想定されるあらゆる場面であつせん行為を法案の罪に言ふあつせん行為の対象にしなければ法律の実効性が確保できなかつた、要は、そういうあつせん行為の対価としてのお金をもらはないというところに勤どころがあるわけですから、間口を狭めることは法律の実効性を損なうという立場から、職務の範囲を限定しなかつたわけでありました。

「特定の者に利益を得させる目的」があいまいではないかと、離島振興法など幾つかの例を挙げられました。決してあいまいではありません。特

定の者」というのは、再三答弁しておりますように、個人、法人、法人格なき社団、団体。明確です、概念は。そういう特定の者、個人、法人に対して利益を得させる目的というのはもう明々白々であって、何ら概念としてあいまいなものはありません。

繰り返しになりますが、本法案は、本来政治公務員等に期待されている国民全体、地域住民全体といった不特定の者の利益を目的とした行為と相対立するものとして、特定の者に利益を得させる目的のあつせん行為により報酬としてわいろを受けることを問題として処罰の対象にしているものであります。

いろいろ具体的な例を挙げられましたが、それに該当するかどうかの判断基準は、一つ、当該あつせん行為によつてだれがどのような利益を得るか、二つ、利益供与者と受益者との関係、三つ、利益供与者以外の受益者の立場等を総合的に考慮することによつてそれは明確にされるものと考えられるわけであります。

さらに言いますと、特定の者に利益を得させる目的のあつせん行為を行つても、再三言いますように、その対価として、報酬としてのわいろを受受、要求、約束した場合に限られるわけでありますから、まさにそこで絞りがかかるわけでありますから、何ら問題はないと考えるわけであります。

以上であります。

○遠藤和委員 私の例に対して、処罰の対象になるかならないのかという結論はあいまいでした。事ほどさように、それは直ちに処罰の対象になるとかならないのか即答できない法律自体があいまいではないのかと私は思うんですね。

それで、すべての政治活動を対象にしていますね。それから、「特定の者」という概念規定はなかなか難しいんですよ、本当に。自然人であると法人であると問わない、団体を問わない。しかも、全国民から見れば特定の人になるというのはいっぱいありますよ。それを全部対象にするとい

うことになりますよ、この法律は。その法律解釈からいえば、すべての政治行動が対象になって、かつ特定の者に利益になる可能性は皆あります。そうすると、問題は、わいろを受け取ったか受け取らないかという話なんですね。わいろというものは特定するのはなかなか難しい。例えば、財産上の利益というのは全部わいろになる。そうすると、コーヒー一杯だってわいろになるじゃないか。飲食もそうでしょう、労務提供もそうでしょう。そうすると、結局は、すべて、何かもらった、何か一緒に食べた、あるいはコーヒー一杯ごちそうになった、これも対象になりますね、法律からいえば。なりません。なるかならないかの限度はどこで決めるんですか、これは明確に言うて下さい。

○木島議員 まず、「特定の者」というのは非常にあいまいで難しい概念だとおっしゃいましたが、全然難しくないですよ。特定の個人、団体、非営利法人、そういう団体ですね。だから、先ほど、ある業界の特定の一部の者に利益を図つたらどうかという質問がありました。それは当然、その特定の者に対する利益を図つてあつせん行為をすれば、それは該当します。明白ですよ。全然不明朗なことはありません。

わいろの概念もあいまいじゃないかとおっしゃいましたが、わいろというのは、公務員等の職務に対する不法な報酬としての利益のことです。ですから、野党案では、ここで言う利益というのは、財産上の利益にとどまらないで、およそ人の需要、欲望を満足させるものは該当するわけであります。

わいろになるかならないかは、当然日本の裁判上判例が構築されていまして、非常にこれも明確に一線が引かれているわけであります。社会通念上の社交的儀礼の範囲のもの、そんなものはわいろでない、それは判例上明確であります。判例上明確というのは、法律の言葉では書かれなくても、当然裁判の積み重ねによつてわいろかわいりでないかは区別されているわけでありますから、

それは与党案の、特定の者に対する処分、その対価としての利益の提供というの、何が利益かというのは当然法律には書き込めるものではあります。最終的には裁判所が個々の認定をするのであって、全く違いがないわけでありまして、野党案だけがあいまいだということとは全くないと考えます。

○遠藤和委員 今の、「特定の者」という言葉が与党案にあるから野党案も野党案も同じだというのは大変な暴論。要するに、与党案の中にある「特定の者」というのは、処分の対象者としての特定の者ですから、非常に限定されています。野党案の「特定の者」というのは、もっと茫漠たる概念じゃありませんか。言葉が同じだからといって、与党の提案者、そうですか、野党が今言った、野党の言っている「特定の者」と与党の「特定の者」は同じ語意ですか。

○久保議員 我々が規定しております「特定の者」というのは、処分の名あて人をいいます。

○木島議員 いや、野党のあつせん行為の対象も名あて人としての特定の者で、同じです。違いは、出口の行為が広い狭いであつて、「特定の者」という概念は全く違いがないわけですから、全然問題ないんじゃないでしょうか。

○漆原議員 今「特定の者」に対して名あて人と申し上げましたのは、行政処分の名あて人、こういうことでございまして、今木島提案者が答えた内容とは全く違つております。

○遠藤和委員 行政処分の名あて人と一般的な茫漠たる政治行為すべてを含む特定の者というのは全然概念が違いますよ。どうですか。

○木島議員 いや、「特定の者」の概念は同じですよ。ただ、それをどうする場合に犯罪の対象として構成要件に盛り込むかという出口のところ、与党案の方は行政処分と契約だけに絞つてしまつた、野党案はそれは絞らない。そんなことを絞つたらまさに法律の実効性が失われるということ、対象行為を広げているだけであつて、特定の

者かどうか、名あて人は同じですよ、法律上の概念は。出口を絞っているだけです。与党案は。○遠藤和委員 ああ言えばこう言うという感じですが、でも、本当に野党案の法律は茫漠たる概念で、ざる法のざるにもなっていないんじゃないか。ざるというのはある程度残り物があつたやつね。でも、本当にすぐえるのか。すぐおうと思つたら全部すくっちゃう。でも、すくうかすくわないかというのは結局警察にゆだねているという話じゃないの。

これはすべての政治活動を対象にして、しかも「特定の者」というのは、いつ、だれが特定か。国民全体から見ればみんな特定ですよ。法律だつてそうですよ、予算だつてそうですよ、税制だつてそうですよ。すべての行為を対象にし、かつ「特定の者」というものだけを特定するのはなかなか概念的に難しい、そういう法律でございまして、まさに空漠たる法律だと私は思うんですね。

それであつて、実際にわいろに当たるか当たらないかというのは、判例とかいろいろ、そういうものを考えるんですよけれども、やはり過去の判例じゃなくて、立法者の意思というものを明確にしておかなければ、ここは初めて出てくる言葉になるわけで、刑法にはないわけですから、そういうものを入れる以上は、立法者の有権解釈はこうあるべきだということをはっきりしないと、すべてを警察に任せてしまつて、こういう法律じゃありませんか。

○玄葉議員 すべてを警察に任せている、こういう御指摘であります。

ある意味では改めて申し上げるわけでありまして、けれども、私たちは、不特定多数のために政治活動を行うことを、あつせん行為を行うことを否定しているわけではありません。同時に、特定の者の利益のためにあつせん行為を行う、このこと自体を禁じているわけでもありません。もっと言えば、政治献金、浄財を集めること、そのこと自体を規制しているわけでもありません。御指摘でもありますけれども、まさにわいろを否定している

ということであります。

では、わいろとは一体何なんだ、こういうことなんだろうというふうに思いますが、まさにはこは対価性の議論であります。先ほど木島提出者からも御答弁がありましたけれども、例えばお中元とかお歳暮みたいな、社交的な儀礼の範囲内である場合には本罪は成立しないというふうに考えていいと思えますし、対価性を判断するに当たっては七つ申し上げたいと思えます。

一つは、あつせん行為及び利益供与の時期。二つ目に、報酬の額、内容。三つ目に、あつせん行為によって得た利得の大きさ。四つ目に、被あつせん公務員の行為内容。どのぐらい重大性があるものなのか、違法性があるものなのか。五つ目に、あつせんの態様。六つ目に、依頼者と公職にある者等との関係。そして七つ目に、依頼者が従来行っていた政治献金の額などが総合的に考慮されていけば、対価性があるかどうかということとは明らかに異なるであろう、そう考えております。

○遠藤和委員　ですから、法律論としては、すべての政治活動を対象にしていって、かつ、請託がなくてもあつせんをしたことは全部入るわけですから、自身自身の政治信念としてやったことでも、結果的に一部の者に利益を得させるような結果である場合は多いですね。

例えば、ちょっと話をしました難島振興法をやる、これは全会一致ということが多いですから、そうすると全部賛成しているわけですね。そうすると、それは請託はないけれども、結果的には、国民全員から見れば一部の人の利益に資する行為を自分も政治活動としてやったという、結果はそういう結果ですね。そうすると問題は、わいろをもらったかもらわなかったかというだけの判断になります。この認定がなかなか難しいと思はれるのですよ。

そうすると、いわゆる財産上の利益を得た、今の話で、政治献金の継続であって、そこだけ飛び抜けてあった場合は対象にしますとか、そんなことをおっしゃっていました。そういうものだけでは

判断をする形になりますね、これは。そういうことですね。それは、結局最終的には、犯罪として立件するかしないかという行為はすべて刑事当局にゆだねちゃう。そして、それに対する反論としては、私はそれはわいろでございませんとは言うしかならないですよ。この法律として対象となる処罰じゃなくて、対象が広いものですから。そういう法律でいいのですか。

○木島議員　まず、先ほどの質問の中の、あつせんしたときは全体の住民の利益のためにやったが、結果的に一部の人の利益になったというの、入りません。それは、「特定の者に利益を得させる目的で」と、目的規定ですから、目的がないということになるのですよね、結果的にそういうことは、それはそういうことだと思えます。

それで、対象を広くとったからいいまいじゃないか、結局検察や警察の手にゆだねることになるじゃないかという御指摘ですが、さっき私が答弁しましたように、特定の者に利益を得させる目的かどうかの判断基準として三つ挙げました。当該あつせん行為によってだれがどのような利益を得るのか、利益供与者と受益者との関係、利益供与者以外の受益者の立場、そういうのを総合的に判断、考慮することで線が引かれるということですが、全く線が引かれないわけじゃないわけでありまして、それから、対価性があるかどうかについても、玄葉提案者の方から七つの要件が挙げられましたね。そういう基準がきちっと入るわけでありますから、あいまいな概念ではない。

こういう概念は、法律で、刑事法制ですから、細々と書き込める性格のものでない。それは刑法の原則であるわいろという概念で百年近く日本のわいろの罪が適用されている。しかし、それは明確だなどというのではないわけでありますから、それと同じことでもあります。その範囲では、与党案も野党案も同じです。

ただ、与党案は入り口を、そして出口を非常に絞り込んでしまったというところがあるので、これでは法律をつくった意味がなくなってしまうので

はないか、実効性がなくなってしまうのではないかと、まさにざるになるのではないかと、そんなところで絞りをかける必要はないではないかと云っているわけであります。

○遠藤和委員　まだまだ続けたいのですけれども、時間的に終了しておりますので、あとは次の質問者にバトンタッチをさせていただきます。

○自見委員長　河上重雄君。

○河上委員　私も一時間を得ましたが、ちょっと食い込みましたので、早速、前置きはなしにいたしまして、きょうは野党に対する質問を中心し何点か確認をいたしたいと思えます。

今いろいろ議論がございました。それは私の方からまた具体的にもう一点お尋ねをしたいと思っておりますが、その前に、私どもは、今回あつせん利得処罰法という法律を提出いたしました。政治の質を変え、そして政治公務員の廉潔性を確保し、国民の信頼を保護するという観点から、与党三党といたしまして真摯な検討を重ねまして、このいわゆるあつせん利得処罰法案を今国会に提出したわけでございます。

野党各党も、あつせん利得処罰法案を今国会の最重要法案と位置づけ、さきの七月の臨時国会に提出されました。しかし、七月の臨時国会に提出いたしました法案はわずかに二カ月後の臨時国会で撤回をなさり、再び、衣がえをして改めて法案を提出したわけでございます。

私には、この姿勢は余りにも安易な姿勢であるというところに映るわけでございますが、初めに、野党各党はなぜこの二カ月間でこのような大幅な変更をするかとしたのか、その背景と真意について、まずお尋ねをしておきたいと思えます。

○中井議員　お答えをいたします。

河上先生も、この法案あるいはこういう考えの法制化ということについての背景等は、従来から御関心をお持ち取り組みでありまして、よく御承知の上、また、ただいまの御質問も与党の立場からやむを得ずやっていたらしくらうと御拝察いたしますところであります。

これは、自民党さんを除いてそれぞれがそれぞれの時期に法案をつくってまいりました。私ども自由党も、かなり思い切った入札干渉罪、こういう法案をつくってきたところでございます。過般の衆議院選挙後も、私どもにとりまして衝撃的な中尾事件というようなことがございました。

こういったことを背景に、ぜひこのあつせん利得罪の法律を何とかしようということで、当時野党四党、それぞれ従来出しておいた法律の考え、立場、少しづつ違いがあったわけでありましたが、それを、公明党さんのお出しになった法律と民主党さんのお出しになった法律と一緒に共同提案されておいた法律、人数が一番多いですし、また七月の臨時国会は極めて短期な国会でありましたが、とりあえずそれで提案をして議論の糸口をつくって、それから通常国会あるいはそれまでの臨時国会で、こういうのは一党一派を決めることではありせんから、いろいろな議論をしながらなるべく国会の意思として法案をまとめようという思いが、こういったことで私どもは臨んだわけでございます。

その間、一月、二月の間、公明党さんが、与党内で随分頑張っていたので、無理やりといひますか嫌がるというか、自民党さんを説き伏せられて今日この法案をつくられたこと、私はその点敬意を表します。しかし、ここまで来られたのですから、私どもの世界までもう一歩踏み込まれて、お互いがいいところを出して、国民が、よくやう、こう言う法案をこの委員会が成立をさす、そういうところへぜひ御協力をいただきたい。

私どもは、いろいろな意味で議論をして、そして、よりよい法律をつくっていくということに関して、この法案を提案しましたけれども、修正したりあるいは協議したりすることもやぶさかではない、このように考えています。

○河上委員　私は、冒頭のお話の中で、自民党さんを含めまして、真摯に、そして何度も慎重に検討してまいった、このように付言させていただきました。

中井先生から何点かの私どもの政党に対する発言、あるいはそれに対して、自民党さんに対する裏返しのような発言で、私が今申し上げましたように、真摯に与党三党内で鋭意努力をし、この法案を出した。それでは、もう一遍中井先生に若干お伺いしておきますが、嫌がるという発言もございしましたが、私はそうではないと考えておりますし、この法案は、先ほどの答弁者にもございまして、このように——これ以上言うのはやめましょうか。では、ここは置いておいて、ちょっと具体的にこの件でお伺いしましょう。

臨時国会に提出した野党案は、犯罪の主体というものを、与党案をベースにいたしまして、国會議員、公設秘書、地方議員、首長、これらも盛り込まれました。与党案との違いは、私設秘書をその対象としたこととございします。しかし、振り返って七月時点の法案を見ますと、犯罪の主体は国會議員に限定をなさしておりました。公設秘書はおろか、地方議員、首長さん、私設秘書は含まれておらなかったわけとございします。なぜこれを撤回し、今のように入れたのか、七月の時点と九月の時点で大幅に犯罪の主体をお変えになったのか。七月の時点の法案の提案、これに即してお答えいただけますか。

○中井議員 七月の法案提出時点のときには、先ほども申しましたけれども、短い期間で、民主党さん、公明党さん、当時は公明党さんという名前ではなしに出されておりました法案、それに私ども自由党がそのままで共同提案をするということとで、正直言って急いでおりまして、乗らせていただいたわけとあります。しかし、その後、議論の中で、特に私ども自由党には、私設秘書を含めて、議員の候補者になろうとする者、こういうところまで実は入ってあったわけとございまして、これらを含めて議論をいたしたところでございします。

先生の党は余り私設秘書さんというのはいらっしゃらないけれども、自民党さんの場合にはかなり私設秘書さんが多い方が多い。そして、その私

設秘書さんが陳情の処理等を一生懸命おやりになつて議員活動を助けていらっしゃる。しかし、中には、給料もほとんどもらわずに、そういう陳情活動の中で利益を上げて、自分で生活を確保されている方もいらっしゃる。目に余る方も随分ある。これはもう周知の事実であります。

したがいますと、そういうことを抜きにしてやるわけにはいかない。同時に、議員と一体である私設秘書の性格、そういうことを考えて、当然私どもは加えるべきだと考えて法案を提出したわけとあります。

○河上委員 短い期間、しかも急いだとお答えになりました。いろいろなお話を聞きますと、最重要法案という位置づけもございしますし、委員会の質疑を通じて、極めてこの法案は重要である。重要な割には急いだ、短期間だった。これは、私はいかがなものかと考えております。

そこで、この私設秘書の件について質問をいたしたいと思ひますが、公務員の職務の公平さ、それに対する国民の信頼を守っていくのがあつせん収賄罪であります。国民によって選ばれた政治公務員の職務の廉潔性、清潔性、公平さを守って、それに対する国民の信頼を守るのがあつせん収賄罪であると考えております。

しかし、いずれもが公務員が対象でございします。特に政治公務員については、国民に選ばれるという観点から一般の公務員以上に襟を正す必要があるところから、あつせん収賄罪の創設というものが期待されているわけとございします。

今申し上げた趣旨からすれば、公設の秘書は国から歳費を得て、つまり、ある意味では国民の税金で賄われております。また、議員の政治活動を補佐することなどを考慮して、私どもの与党案については処罰の対象といたしているわけとありますが、これに対して、私設秘書というのは公務員ではございしません。私人であります。あくまでも議員との契約関係あるいは雇用関係に基づいて立場を確保されているというところと。

そこで、野党案は、本罪を収賄罪の一類型、こ

のように位置づけられ構成をしておりますけれども、私人である私設秘書に収賄罪が適用される法的根拠についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○中井議員 誤解のないように申し上げておきますが、七月の国会が極めて短期間であつたからあつたこととあり、これは一つの国会対策上のことであり、私どもは拙速をやつたつもりはありませぬ。平成十年あたりから各党がそれぞれいろいろな意味で議論をしてまいつたところとございします。

今回、お話にありましたように、こういうすべでの政治活動を対象とするような法律をつくるには、各党それぞれ自分自身を省みてもいいと思ひて提案をいたしましたわけとありますから、そのところは十分御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、お尋ねの秘書のことにつきましては、実態については先ほど御答弁を申し上げたとおりとございします。しかし、法的に言えば、政治公務員である国會議員と一体となつてその政治活動を補佐する者であり、公務員ではないと言えまふけれども、公務員と同視できる地位にあることから、処罰の対象とすることとしたものであります。

また、株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十八条のように、公務員でない者をわいろ罪の主体とする規定もあり、公務員でない者をわいろ罪の主体としても不合理とは言えない、このようにも考えております。

同時に、さらにつけ加えれば、私設秘書といえども、後援会の会費、これはやはり税的優遇措置を受けたお金、これらで契約され、雇われている。また同時に、政党の支部の職員としてお勤めの方もいらっしゃる。この場合には政党交付金または寄附金等で賄われている。そういう特定の人、そういう意味で私どもはこの対象とするとは何もおかしくない、このように考えているところとあります。

○河上委員 それでは、もう少し具体的にお尋ねをしておきたいと思ひます。

今商法のお話も出ました。一体であるということについては前回の議論のままでございまして、ある意味では会社や株主との間における信任関係というものが前提となつて商法の構成があるわけとございまして、あえてこうした法律上の概念を設けた趣旨と私は思つておりますが、これはこれの信任関係という重大な側面がある。しかし、私設秘書については、では国民との間でどういう信任関係を得ているのか、こういうことも考えます。

そこで、そうしますと、刑法のあつせん収賄罪というものは、公務員に職務上の不正の行為をさせた場合に成立する犯罪ということですね。それに対して、あつせん収賄罪というのは、公務員に正当な職務上の行為をさせた場合であつても犯罪が成立するわけとあります。したがって、この両者を考えてみますと、同じあつせん行為であつたとしても犯情というものは明らかにあつせん収賄罪の方が軽い、こういうふうになるわけとございします。

ところで、刑法のあつせん収賄罪は私設秘書を対象にいたしております。私設秘書があつせん行為をした場合、今申し上げたように、犯情の重いつて犯情の軽いあつせん収賄罪の対象とならない、かえつてしまふという結果を招いてしまひます。私は、これでは法律の整合性というものを欠いてしまふ結果になるのではないかと、このように考えるものでございします。野党提案者のこれについて

の見解を明確にお答えいただきたいと思ひます。

○辻元議員 あつせん収賄罪の場合は公務員一般を対象にしております。そして、私たちは政治公務員という立場におります。その政治公務員という立場を今回はより出して、政治公務員にまつわる処罰の範囲を決めているわけとです。ですから、政治家と仕事上一体不可分であるという特性にかんがみて今回は私設秘書を処罰の対象にしているわけとです。

ですから、先ほどからお話の中に出ておりますが、今質問いただいている委員も、公設、私設、両方秘書がいてはと思うのです。仕事を分けていらいしやるのでしょうか、どのように分けていらいしやるのか、また数はどちらが多いのか、それぞれの議員の実態をお調べになったらいかがでしょうか。そういうような私たちの仕事の実態性と、それから、あつせん収賄罪の中からあつせん利得罪を処罰する法律を、政治公務員という仕事の特性にかんがみて、今回はしっかりしたものをつくらうじゃないかということで私設秘書を入れていくわけです。

ですから、今整合性とおっしゃいましたけれども、その整合性を欠くということは一切ないと考えています。

○河上委員 何となくわかりやすいのが実態論からのお話でありまして、私の質問したのは、私人である私設秘書、これがあつせん収賄罪の対象外になり、あつせん利得罪の対象に私設秘書がなってしまうという法的根拠について、実態は別にこれから質問いたしますから、法的根拠について質問しているのです、法的根拠について御説明ください。

○玄葉議員 あつせん収賄罪とのバランス論という議論だと思えますけれども、そのバランス論という議論が果たしてどこまで通じる議論なのかというところがまずあるのではないかとこのように思っています。

我々は、先ほど申し上げましたように、主体が違ふということが一つありますけれども、もともと、あつせん収賄罪という法律がなぜできたんだというのを考えたときに、刑法の単純収賄罪とか受託収賄罪では職務権限というものが要件になっていて、そのことについてなかなか不明確だということで、昭和三十三年にあつせん収賄罪というものが導入されたということだと思えます。あつせん収賄罪そのものも、先ほどおっしゃったように、不正な行為と請託というものが要件に入ってくる現実には実効性がないものになってしまっている。こういう現行収賄罪の問題点にくさびを打ち込むものでなければならぬだろう、こういうことでこの法案をつくらうということでありまして、法律論、法的な根拠としては非常に明確にならないわけでありまして、お話しのとおり、経緯あるいは実態論、ただいままたも経緯を含めて実態論、これだけの話でございまして、もう一度私、申し上げますよ。私設秘書があつせん行為をした場合、犯情の重いあつせん収賄罪は処罰の対象とならないで、かえって犯情の軽いあつせん利得罪が処罰の対象となってしまう法的な根拠。これは法律の整合性を欠く結果になる。法理論の上から法的根拠を聞いただけでござい

ます。その前の御質問にも関連しますけれども、先ほど、今委員が御質問なさっていらしゃいます前の委員、同僚議員の方の質問の中にもありましたが、御発言の中に立法者の意思という言葉がありました。この私設秘書を入れたのはまさに立法者の意思に当たると思っています。

○木島議員 現行刑法のあつせん収賄罪が犯情が重くて、今回野党が出しているあつせん行為に対する収賄罪の方が犯情が軽い。重い軽いをなぜ言えるかという、現行のあつせん収賄罪は、あつせんされた公務員の行為を不正な行為に絞りをかけているのですよ。そういう不正な行為をさせたから犯情が重いので懲役五年。そして我々の野党案は、そういう不正な行為をさせただけではなくて、まともな行為をさせた場合でもお金をもらってはいかぬぞということですから、その意味で重たい軽いというのがあるのであつて、我々の案は、そのあつせん収賄罪の対象である公務員一般、現行刑法のあつせん収賄罪の公務員一般から特別に政治公務員だけをえり出してきたわけなんです。それは、政治公務員の特質があるからです。それは、あつせんして特定の者に利益を得させるような立場にある。そして、お金をもらって、自分もらうのじゃなくて受け皿も隠しやすい。いろいろな特質があるから、その部分をえり出して対象にしたわけでありまして、

○河上委員 法律論、法的な根拠としては非常に明確にならないわけでありまして、お話しのとおり、経緯あるいは実態論、ただいままたも経緯を含めて実態論、これだけの話でございまして、もう一度私、申し上げますよ。私設秘書があつせん行為をした場合、犯情の重いあつせん収賄罪は処罰の対象とならないで、かえって犯情の軽いあつせん利得罪が処罰の対象となってしまう法的な根拠。これは法律の整合性を欠く結果になる。法理論の上から法的根拠を聞いただけでござい

こそ、野党案は刑法のあつせん収賄罪のまさに特別法、刑法の改正じゃなくて特別法として提案したわけでありまして。法律的に整合性がないということは全くありません。

○河上委員 これはもう三回御質問しましたが、時間もなくなってきたしまいました。私の要請をいたしました側面からの回答は得られない。今、野党案の説明だけを実態論でしているだけでございまして、

もう時間がなくなりましたが、それでは、野党案の私設秘書の定義について御説明いただけますか。前回は公設秘書と私設秘書の違いという側面を挙げました。だから、私設秘書の定義をしてください。

○辻元議員 私設秘書の定義についてのお尋ねで、その前の御質問にも関連しますけれども、先ほど、今委員が御質問なさっていらしゃいます前の委員、同僚議員の方の質問の中にもありましたが、御発言の中に立法者の意思という言葉がありました。この私設秘書を入れたのはまさに立法者の意思に当たると思っています。

それは、さまざまな新しい法律をつくるときに整合性も考えます。整合性はその中の、先ほどからの政治公務員を特質としてより出した。その政治公務員にまつわる法律を立法者の意思として今私たちはつくっているのであつて、そうしたら全部古い法律についてそのとおりにするのかというたら、そうではございません。ですから、あつせん収賄罪だつて変えたらいいわけですよ、現状に合わないければ、ということをやらず申し上げたいと思ひます。ですから、そのところを立法者の意思として、今野党案と野党案を聞かせて、どのようなものをつくっていくか、結果を見られるかどうかというのが今の議論じゃないでしょうか。

議員の公設秘書はもちろんのこと私設秘書、それから、この秘書というのは、地方公共団体の議会の議員や長の私設秘書も含まれると私たちは考えています。

○河上委員 今、外からお話がありました、もう十一分、次の野党の時間になってしまいました。これについては、もう一度具体的に私の方から徹底して、私設秘書、これはいろいろな態様がございまして、さまざまな形もございまして、もう一遍詰めた議論をさせていただきたいと考えております。先ほどの前任のバツターの御話等がございましたが、それについてもさらにここで言及をさせていただきたいということで、よろしく願ひいたします。

○自見委員長 長浜博行君。

○長浜委員 民主党の長浜博行でございます。質問に先立って、今の議論も伺っていて、それから、久保さんじゃないですけれども、私も先週末、地方議員と話したんですよ。何でこういう法案審議を中絶しないのかな、これを中絶していたら、あんなの言っていることをやられちゃったから、ちょっとやばいねという話なんかも出て、いや、与党案はこういうふうになっているよとか。ですから、実態等と、それから今河上先生がやられましたが、法律等の問題。

ただ、一つのポイントは、悪いことをして罪にならないのに、いいことをやって罪になるという

のは割に合わないじゃないか、こういう話もありますけれども、そのときに、法務委員会じゃなくて、なぜこの委員会でこの議論をやり続けているのかというところにふと気がつきました。この委員会とは政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ということで、これは公職選挙法ではありませんので、公職選挙法及び政治倫理の確立の特別委員会でもなくて、ポイントを政治倫理の確立というところに、政治家ですから割と絞って考えていかないと、この議論がどこから始まったかというつまらない議論をするつもりもありますけれども、ずうっと国民の皆さんが不信を抱えておられる政治と金と言ったらいいでしょうか、政治家と金と言ったらいいでしょうか、この問題が見えてこないんじゃないかなというふうに思います。

きようは尾身先生いらっしやいませんが、本会議の議事録などを拝見しておつても、政治公務員の政治活動の廉潔性、清く正しくと、これに対する国民の信頼が保護法益だということでありますから、それが、この保護法益を失われるようなことになってしまつては何もならない。しかも、政治家がこの衆議院の政治倫理の委員会で議論をしているということが大事なポイントではないかなというふうに思うわけであります。

そのときに、よく与党案と言う第六条の問題でありますが、「政治活動を不当に妨げる」、これをやられちゃうと困っちゃうなというこの議論であります。ここにいらっしゃる方は何も問題はないと思いますが、世の中には、この議論をしている中において、与党案でも困っちゃうなと。野党案はちょっと厳しいかな、こんなお話もさっきありましたが、与党案でも困っちゃうかなと。

与党の皆さんにちょっと伺いますが、この「政治活動を不当に妨げる」というのは、一体どういうことになりますでしょうか。

○谷津議員 ただいまの長浜議員に答弁する前に、一言ちよつと、さっき中井提案者の方から、自民党が云々ということで何か抑え込まれ

てやったような感じを受ける答弁がありました
が、そんなことは全くございませんで、真摯に私
どもはこの法案をつくってきたわけでありますの
で、その辺のところはひとつ取り消しをしていた
だきたいと思えます。

本法案は、国民、地域住民の声を代弁すること
が期待されている政治公務員が行う政治活動と密
接な関連を有するあつせん行為について、これを
処罰の対象としようとするものでありますことは
委員も御案内のとおりでございます。このような
法案の性格から申し上げますと、本則の六条にお
いて、本法の適用に当たっては、国会の立法権や
衆議院や参議院の国政調査権に基づく国会議員の
活動、あるいは政治資金規正法に従って行われる
政治資金集めその他の公職にある者の政治活動を
不当に妨げるものないように留意しなければなら
ないことを明らかにしているものであります。

○長浜委員　ですから、さっきの議論でも随分ありましたが、刑法百九十七条の四のあつせん収賄罪、これはたまたま私と同一年なんですが、一九五八年に生まれた法律。この後の問題等も含めてですけれども、本委員会の審議においては、やは

り政治家が政治腐敗防止のために自己規制する法案の審議を積極的にこうやって行っている、こういう意義は大変大きいんですが、だからこそ、単

純収賄罪とかあつせん収賄罪の適用が理論的に困難である、こういうがために、なかなか政治家の口きき等によるあつせん利得行為を、逮捕すればいいというふうには思いませんが、挙げられなかったという状況もあるわけですから、この部分

を、大変つらいところではありますが、つらいというのもちよつと問題発言ですね、なかなか政治活動と、後ほど伺いますが、それから得られる対価がいろいろなか淨財なのか、こういった部門において悩ましい部分での議論が続いているわけでありますが、あえてここに踏み込んでいかないと、

何のためにこの法案を議論しているかという意味がなくなってしまう。では法務委員会であつせん収賄罪の条文を変更しようじゃないかという議論

になってしまって、あっせん利得罪の議論の意味がなくなってしまうことだけはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、今申し上げましたように、与党案の第一条にあります「財産上の利益」ということと政治活動の淨財、当然の対価じゃなくて、その人の政治家としての信念を信じて、この人は立派な政治家だということで出してくださっている淨財との関係についての御意見を伺いたいと思います。

○谷津議員 財産上の利益、第一条にあります件でありますけれども、政治献金であるか否かと財産上の利益であるか否かと、次元を全く異にする問題であるということをもつて指摘させていただきます。

そこで、本法案で処罰されるのは、あっせん行為の報酬として財産上の利益を收受した場合でありまして、いわゆる政治献金については、社会通念上、常識の範囲内での政治献金でありますれば、あっせん行為の報酬と認めることは困難では

ないかと思うのであります。ですから、これを受けても本法案の罪にはならないものと考えておるわけであります。

しかしながら、政治献金の名をかりて、あつせん行為の報酬である財産上の利益を実質的に本人

が収束したと認められる場合には、本法案の罪が成立するものと考えております。

○長浜委員 決して揚げ足をとるつもりはありません。ただ、常識という範囲が、谷津先生の常識と私の常識が、ひょっとしたら微妙に狂いがある。

るのかもしれません。お中元、お歳暮文化の国でありますし、お世話になった、御恩返しをしなきゃ、こういう中で生きています。現実、政治資金規正法に基づいて、例えばだれかに手伝ってもらっている、しかし、それが個人であれば個人

の政治団体での収支報告にもちゃんと載っていたり、あるいは企業から、あるいは労働組合でもいいですが、そういうところからであれば、これまた今でいえば政党の中での収支の中に、無償の労務提供や何かも含めて、給料を払ってなくて

も、ちゃんと書いてあれば政治資金規正法上の問題というのは起きてこないわけでありますけれども、例えば何かをしてあげたために、さっき玄葉議員の答弁にもありましたが、時差の問題というのが非常に厄介で、昔お世話になった人だけれど

も、あのときお世話になったんだから、ちょっと選挙のときに手伝いに人を出さなきゃいけないな、こういう人の問題というのは結構あるんですが、これは財産上の利益とは余り考えないでよろしいんでしょうか。

○谷津議員　常識の程度の話でございますけれども、先ほども野党提案者の中からもこの常識の問題が答弁の中にありましたけれども、私どもは、政治資金規正法にのっとった常識の程度の規制というの、寄附の方法が政治資金規正法にのっ

とっているのは当然のことでありますと同時に、寄附の金額についても常識の範囲内のものを言うというふうに思っておるんです。

では、その基準はどこにあるんだということとは、今、人によって違うだろうというふうなお話は、

であります。常識の範囲内の寄附となるかは、当該寄附に関するさまざまな事情を前提に、社会通念によって判断されるものではないかと思うのです。幾らまでなら常識の範囲内であるといった基準を示すことは適当ではないかと思

います。
○長浜委員 この問題については、後ほど同僚の島議員の方からも問題提起があるはずであります。そしてまた、先ほどからいいますか、ずっと

問題点の一つであります第三者供与という問題が出てまいります。口ききした本人が事実上支配している第三者に報酬が渡った場合は本人が受けたものと同じ視するという見解、これを本会議の中でもおっしゃられましたし、この間の委員

会でも尾身先生がおっしゃられたというふうに感じております。

事実上支配している第三者、実質的に処分権を有しているというふうに法律的にはおっしゃるそ

うでございしますが、この認定の問題等々で、政党法等はありませんけれども、長浜博行後援会という、何となくこれは私的な感じで、長浜の後援会かなと、しかし、民主党千葉県第八総支部という、これはかなり公的な色彩が外から見ても見られるというふうに私は思っているわけですが。

現実に、この運営をする中においても、例えば幹事長が県会議員であったり役員が市会議員であったりというような構成を述べていったときに、政党支部なんというのはなかなか第三者供与の対象にはなり得ないのではないかな。

ただ、法人献金を受けるとしたら政党で受けるということが今決められているわけでありまして、先ほどの常識の問題、つまり金額ベースでは常識の範囲、つまり政治資金規正法で言うところの処罰の対象にならない、適法で処理されている、だから常識、こういうことではなくて、この政党支部に対してなされたものに関して、事実上支配している第三者に報酬が渡った場合は本人が受け取ったと同一視するという、この問題との関連はいかがでございましょうか。

○谷津議員 今先生が自分の後援会のお話をされましたが、政治資金規正法に基づいてちゃんと出しているものであるなら、先生自身がその場合は責任者になって出されているわけでありまして、これはやはり第三者の対象になるだろうというふうに思うのです。と同時に、政党支部の件でありますけれども、政党支部につきましても、これは第三者として規定されるものではないかと思えます。

現在のあつせん収賄罪におきましても、第三者供与は処罰の対象とされていませんね。そういうバランスもありまして、本案においても第三者供与は処罰の対象にしておらないところなんです。現在のあつせん収賄罪と同様に、外形的には本人以外の者が本法案所定のあつせん行為との間に対価性があると認められる財産上の利益を受け取ったとされる場合であっても、当該財産上の利

益に対して本人が事実上の支配力、今先生おっしゃいましたが支配力、そしてまた実質的な処分権を有するものと認定できる場合は、本人が收受したものとして本人に本法案所定の罪が成立する可能性がります。そして、第三者供与の規定がないとしても、そういうことから不都合ではないわけでありまして、本法案の法益は十分に保護されているものと考えております。ここで言う実質上の支配力の有無は、具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題ではないかというふうに考えております。

（委員長退席、鈴木（宗）委員長代理着席）
○長浜委員 今先生おっしゃられたように、実質上は要するに同一視する場合があるんだから、書いていなくていいじゃないかということですが、結局あつせん収賄罪が、さっきも申し上げましたように私と同じ年ですから四十二年間たつて、この間のさまざまな議論の過程の中において、やはりあのときの第三者供与をつけた方がいという議論もずっとあり続けたことも事実であります。

最後に政府参考人にも伺いますが、不思議なことに、この委員会でもよく出てくる単語では、バランスという単語がやたら連発をされるわけですね。バランスが狂うとどこに問題があるのか。

新法を制定しようとする段階におけるバランス論でありますけれども、先ほどおっしゃられたように、その部分はわかっているんだ、書いていくくてもこれは大丈夫なんだ、もしそこまでいくんだというのであれば、それこそ罪刑法定主義の原則に基づいて、書いてしまふ。書く、より強い縛りを入れるということ、疑わしきは罰せずじゃない、疑わしきことが疑わしき場合は罰せるといふ形に近づける。さっきも言いましたように、国民の政治に対する信頼と、政治家というのはきれいなんだということがこの法律の意味合いですから、私はそのように考えるのですが、もう一度お願いいたします。

○谷津議員 先生がおっしゃるように、第三者供与の規定を設けた場合には、公職者本人が形式的にも実質的にも財産上の利益を收受していない場合までがこの処罰範囲に入ることにあります。本法案は、政治に対する国民の信頼を確保するため、あるいは政治活動に一定の枠をはめるものから、国民の政治不信を招くような行為、すなわち実質的に公職者本人があつせん行為の報酬たる財産上の利益を收受する場合にのみ処罰すれば十分ではないかと思っております。

○長浜委員 私はそうは思いませんが、この部分に關しても、とにかく、尾身先生がおっしゃられたように、与党案は一〇〇%煮詰まった法案だという認識には絶対お立ちになっていただきたいというわけで、少なくとも、与党も野党も自民党も何党もなく、政治の信頼が回復されるためへの一歩であるのなら、両案の真ん中部分についてはおかしのですが、全く新しいものがこの審議の中で出てきていいと思うのですが、そう言われてみればそうだなという部分を、ぜひ与党の広い心で取り入れられた方が将来に禍根を残さない。

何でこの委員会、先ほど申し上げましたけれども、法務委員会でもないのにこの法律のあつせん利得の問題を政治倫理にかけてやっていくのかということは、特に公明党の皆さんはよくおわかりだと思えますが、この部分がかけられているんだという、二十世紀最後の歴史的瞬間の、この瞬間の意味合いをぜひ感じ取っていただきたいというふうに思っているわけでありまして。

そして、私設秘書の問題。秘書が秘書ということを通じてテレビで見ました。本当にその秘書が意を通じたのかいかなかったのか、テレビの画面だけではよくわかりませんが、御発言をいただいていないようなので、大変恐縮であります。通告はしておりますが、簡単なことで、例えば亀井先生とか大野先生は、公設秘書は政策秘書を除けば二人ということですが、私設秘書は何人ぐらいお持ちなんでしょうか。

○亀井（善）議員 私のところは、女性を含めて、事務員を含めて、私設の関係は五人だと思います。

○大野（功）議員 自由民主党の政治改革本部で一度そういうアンケート調査をやったことがあります。それによりまして、衆議院議員の場合は、平均でございますけれども、全体で公設秘書を含めて十二、三人、こういうことになっております。

私のところは、今一生懸命勘定しているんですが、平均より一人二人少ないぐらいかなと思っております。

○長浜委員 ありがとうございます。今お話になりましたように、亀井先生のところは大変少ないサイズでございましたが、大野先生が大変親切に自民党の平均ということもおっしゃっていただきましたけれども、結局、その比重からいえば、十人として二対八です。その秘書たちが動くわけでありまして、その二人の人が八の仕事をやっている、八の人が二の仕事しかできないということは、これは人権の問題じゃありませんけれども、そんなことは能力差もないはずであります。職務分担とか、たまたま地域が広いとか、委員長のところなんかは多分広いんだと思いますが、そういった中における秘書さんを随分持たれているということからすると、先ほど来ずっと議論に出ておりますように、公設、私設の分け方は国会から給与が出ているか出ていないかということであって、現実的な政治活動における公設と私設の関係というのは明確に区分ができないんではないかと思うんですが、いかがでしようか。

○谷津議員 例えば私のところをちょっと申し上げてみますと、私のところでも公設の秘書以外に五人おります。そのほか、秘書という名刺を持たせないで事務をやっている方が三人おります。こういう中でいろいろと仕事をしてもらっているわけでありまして、これはまさに国でちゃん

とそういった基準を決められてやっておる秘書でございまして、それなりのいろいろな範囲内におきまして独自に行動をとりながらやる場合が多いでございます。

私設秘書の場合におきましても、実はいろいろ、名刺だけを持たせておる、私設秘書というふうな言い方いかどうかかわりませんが、まさに私設秘書というのならば、そういう人も私のところにもおります。給料を払っていない者もおるんです。

こういうふうなことから見ますと、必ずしも公設の秘書と私設の秘書が一体だというふうなことは、私は言えないんではなからうかなというふうに思います。

○長浜委員 ですから、今おっしゃられたとおり、名刺を持たせてお仕事をされて、名刺を受け取った本人は谷津先生の秘書さんがいらしたとたと思ってるわけでありまして、公設秘書と私設秘書の区別とか、あえてつけて、私設は関係ないんだということは、私設秘書さんにとっても申しわけないというか、すばらしい仕事をしている中において、たまたまそういう問題に携わる部分も、表現がしにくいな、要するにお金とかに携わる部分が私設秘書の方が多いということもありまうので、この部分における私設秘書を抜くということが、私は、ちょっとざる法じゃないかということを感じるわけであります。

次に、刑法の収賄罪との関連であります。職務権限、これを要件としているために適用が難しいのではないかという議論がよくあるわけであります。

本委員会においても参考人を招致されるのでありましようから、そのときにまたそういった議論が法律の専門家の方から出てくると思いますが、与党案の中の「その権限に基づく影響力を行使して」、「この文章をどう読むか」、「その権限に基づく」、「ここに点が入っていれば」、「影響力を行使して」、「こういうふうに入れば」、私自身の勝手な解釈

でありますから訂正をさせていただいていいんですが、その権限に基づくところの国会議員であるというところで、その周辺への影響力まで含める。「その権限に基づく影響力」と一気に行くと、国会議員としての限定された影響力、例えば国会議員が県庁職員に、あるいは県議会議員が市町村役場の職員に納入業者の変更をお願いしたり、こういった場面において、そう言われてみれば、県の仕事と国会議員というのは、別に県の納入というのは関係ないな、しかし、言われた人は、国会議員に頼まれたからということになってしまいうわけで、この辺のことは、職務権限はどのように改善をされているんでしょうか、「その権限に基づく影響力を行使して」ということを入れたことによつて。

○谷津議員 これは、単純収賄罪や受託収賄罪が「職務に關し」と規定しているのは、これらの罪の成立に關して、いろいろが職務を行う公務員の職務権限に属する行為に対する報酬であるか否かが問題になるということでありまして、また、本案では、あつせんされた公務員が行う職務に關して公職にある者等が何らかの権限を有しているか否かは問題にすべきではないというふうに思うんです。公職にある者の権限は、公職にある者等が職務を行う公務員に対して権限に基づく影響力を有しているか否かという場面で問題になるのでありまして、権限が問題とされる場面が異なっているのであります。

ですから、例えば、先生と私ということで考えてみますと、先生が公務員、それで私が政治公務員という立場で話をしたときに、先生が持っている権限には関係なく、私が持っている職務権限という形でやる。自分を律する方の話でありますから、そういった面で、例えば県庁の職員とか、あるいはまた県議会議員が市町村の職員に話した場合に、自分のことを言うことを聞かないと、こういうふうなことで国会で質問するよとか、あるいはこういうふうなことをやるよとかいうふうな形で県の職員に話をしていった場合は、当然これは私

のいわゆる権限の中へ入ってくるのではないかなというふうに思います。

県の職員に物を頼むわけですね。私が県の職員に対して、これをやってくれないと国会で質問するぞ、県のことにについてはいろいろものを私どもでどういふふうに行動するぞというふうなことを言つて頼んだ場合においては、当然これはこの範囲に入ってくるというふうに思います。

○長浜委員 ダイレクトなお答えというか、その例というのはちょっと私の質問の趣旨とはずれてはいたんですけども、時間の関係もありますので。

この職務の範囲を特に限定されている。この法案をつくるに当たつて、限定をするということとは、これは入れない方がいだろうなと、別に悪い意味があつてじゃないですよ、つまり、ぎりぎりの線で、この部分はカットして線を引いたんだ、だから契約と行政庁の処分ということに限定をしたんだということがあれば、その理由をお聞かせください。

○谷津議員 政治公務員は、本来、国民あるいは地域住民全体の利益を図るために行動することが期待されておるわけでありまして、契約や処分の段階であつせん行為は、国民や地域住民の利益を図るというよりは、むしろ当該契約の相手方や処分の対象者等、特定の者の利益を図るという性格が顕著ではないかと思うんです。

そのようなあつせん行為を行つて報酬を得る行為は、政治公務員の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を失う度合いが強いのではないかと、その処罰をすることとしたわけでありまう。

一方、これに当たらない行政計画や予算案作成等に関するあつせんについては、行政計画や予算案等に民意を反映させるということは政治活動として公職者等に期待されているところでありまうから、政治活動の自由を保障する観点も踏まえまして処罰対象としなかつたわけでありまう。野党案のように、特定の者に利益を得させる目的

的要件として対象となるあつせん行為を限定する場合、特定とはいかなる広がりまで指すのか。例えば、業界団体の構成員が利益を享受するような場合に、当該業界団体は特定の者と言えるのか。構成要件の明確性を期せるかどうか、いわゆる犯罪構成要件として適当ではないことから、あつせん行為の内容を客観的に見て、特定の者の利益を図るという性格が顕著である契約または特定の者に対する処分に関するものに限定したところでありまう。

○長浜委員 最後に、政府参考人に伺いますが、請託の問題。あつせん収賄を立証するための構成要件の請託、それからあつせん利得との問題等を含めて、そのバランス、バランス、バランスということが出てまいりましたが、これほどそのバランス論を重視しなければいけないのか、政府参考人にちょっと伺いまう。

○古田政府参考人 まず第一点として、請託の有無の影響について申し上げますと、刑法におきましても、御案内のとおり、あつせん収賄罪だけではなくて、ほかにも受託収賄罪、事前収賄罪等々、請託が要件となつておるものは少なからずあるわけでございます。もちろん、こういうふうな要件が加わりますと立証すべき事項がふえることは間違いございませぬ。しかしながら、その立証が容易かどうかというふうな問題につきましまして、これは事件の内容いかんにかかわることでございます。請託という要件が存在するということと直ちに立件が困難になるとか、そういうことではないかと考えております。

それからもう一点、いろいろなバランスについてどういふふうに入るべきかというお尋ねでございます。これは、その法律の趣旨、目的に照らして罰則の構成要件というのは定められるべきものであることはそのとおりでございます。したがいまして、基本的にはそこに従つて御議論いただくべきことと思いまうけれども、一方で、構成要件と申

しますのは処罰の範囲を明確に確定するという機能があるわけでございまして、類似の構造を持ちました刑法典上の罰則での構造というものは、これはやはり御参考にしていただくべきものであらうと思っております。

○長浜委員 どうもありがとうございます。

質問を終わります。

○鈴木(示)委員長代理 島総君。

○島委員 民主党の島総でございます。

今、長浜議員が最後にバランス論の話をされたわけでありまして。

きょうは、質問通告で第三者利得、秘書の問題及び政治献金、そしてまた「影響力を行使」等々の質問をするわけでありますが、この前の十月五日だったでしょうか、与党だけで国会審議をされたときに、いろいろな質疑をされたときに、こういうふうにはバランスを欠くという議論がこの三つの観点でよくあったわけであります。きょう尾身さんが見えたらぜひとも聞こうと思っていたことが幾つかあるのですけれども、きょういらっしやらないのは実に残念でございます。要するに、バランスもあり、本法案においては第三者供与は処罰の対象とされておりませんというように、バランス、バランス、バランスという言葉がありました。

今の政府参考人の話は参考にしていただければという程度でございますので、今から申し上げることはバランス論。

あっせん収賄罪は昭和三十三年に導入されました。長浜議員と私は同い年でございまして、びっくりした顔をされないでいただきたいのですが、同い年でございまして、昭和三十三年、まさしくそのときでございます。このときに、こんなふう

に政府が見解を、趣旨を出しています。昭和三十三年の刑法改正、世上、あっせん収賄行為と呼ばれるものは非難すべきものであるとしても、今まで全く放任されていたことから、すべて一挙に処罰対象とすることは、刑罰に過大な役

割を強いるものであり、危険な副作用を伴うおそれがあるので、漸進的に事を運ぶのが適當である。

つまり、当時、あっせん収賄罪を導入するとき、きつと今よりも政治家の行為としての意味で倫理観に乏しかったことがあるのでしょう。それをぐつと一挙に刑法にしてしまうのは大変であるから、少し副作用を伴うおそれがあるもので、漸進的に事を運ぼうということが昭和三十三年当時の発想だったわけでありまして。もう四十二年たっています。いまだにこういうふうになって

います。このバランス、四十二年前にある意味で非常に甘い基準の中でつくったものを、その基準をもとにして、さらにきょうここで議論をしようとする。長浜議員が、これは政治倫理の確立に関する委員会だと言いました。とするならば、今まさに新しい政治をつくっていくのだという意味で、バランス論に余りとりわかれるべきではないと思いがすが、いかがでしょうか。

○谷津議員 それは、あっせん収賄罪というものが三十三年にできても、今の精神は同じでありますけれども、不正を働かせることを目的として、その不正を働いた者に対する処罰、刑罰ですね。これは、正しいことをやっても処罰しようというところなんです。そういう面からいいますと、正しいことをやっても処罰される人が不正なことをやっただけで罪は重くなるとか、そういうのはちよつと違ふのじゃないかというふうに思っています。

ですから、バランス論というよりも、私もバランスという言葉を先ほど使いましたけれども、あっせん収賄罪で不正をやった罰せられる者、いいことをやっているにもかかわらず、対価を得た場合に罰せられるという者をより罪を重くするような形のものにはバランス上おかしいではないか、違ふではないか、こんな意味で申し上げているわけでありまして、その辺のところは御理解いただけるのではないかと思うんです。

○島委員 ということは、今のお話はちよつと議論のすりかえがあると思いますので、要するに前のあっせん収賄罪と比較しているからこちらはそんなに重いのだとか、そういう発想はしなくてもいいところではないですか。

○谷津議員 そういうことだけに与えられると、これはちよつとベーシックな質疑かもしれませんが、けれども、少なくともこれは、私はこういうふう

に考えているのです。本法案は、一つの倫理的な意味合いの強いものであらう、そこに刑法が入ってきているという感じなんです。ですから、これは政治活動のルールを決めるための一つの法律ではなからうかなというふうに私は思っています。

ですから、これに違反した者は、サッカーではないけれども、レッドカードだというふうには思っているわけでありまして、そういう中から考えた場合に、このあっせん収賄罪と本法案との間のバランスは当然考えてもいいのではないかとこのうに思っています。

○島委員 それはそうですねという答弁をきちんとしておきまして、今後いろいろと議論をしていていただきたいと思います。きょうの質問通告に従って話を進めていきたいと思っております。

それから、先ほどから不規則発言でどういう事例かとよくおっしゃった方がいらっしやいましたので、不規則発言を封じる意味でも、事例を聞きながらやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、第三者利得の問題についてお尋ねをいたします。何度も答えられていると思いますが、改めて聞きます。

与党案で、第三者利得が明示的に処罰の対象とされていない理由についてお答えください。

○鈴木(示)委員長代理 退席、委員長着席。○谷津議員 現在のあっせん収賄罪におきましても、第三者供与は処罰の対象とされておりませ

ん。また、バランスを言うのとまた言うかもしれないが、それとのバランスもありまして、本法案においても、第三者供与は処罰の対象としていないところでもあります。

なお、現在のあっせん収賄罪の場合と同様に、外形的には本人以外の者が本法案所定のあっせん行為との間に対価性があると認められる財産上の利益を受け取ったとされる場合でも、当該財産上の利益に対して本人が事実上の支配力あるいは実質的な処分権を有するものと認定できる場合におきましては、本人が收受したものとして本人に本法案所定の罪が成立する可能性がありまして、第三者供与の規定がないとしても不都合はないと思

います。本法案の法益は十分保護されていると考えておりますので、ここで言う事実上の支配力の有無は、具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題ではないかと思っております。

○島委員 本法案の法益をもう一度言ってください。

○谷津議員 本法案の法益は、廉潔性、清廉性と国民の信頼を得るためのものであります。

○島委員 そうなんです。これは尾身議員の答弁ですが、政治公務員の政治活動の廉潔性と、これに対する国民の信頼。つまり、この倫理委員会が議論されていることが、どうも、よく言われるざる法にするためにいろいろと答弁を繰り返しているように思われたら大変なんです。法益が損なわれてしまいます。そういう意味で聞いていきます。

第三者供与を処罰の対象としなくてもいい、法律に書く必要はない、そういうことでしたね。国会答弁であればいい、きちんとしておけばそれでいいんだらうというのが与党の考えであると報道されていますが、そういう考えですか。

○谷津議員 それは、先ほどからも答弁がありまして、あっせん収賄罪というものと対しまして、例えば、本人のいわゆる影響力のあるもの、あるいは自分が処分するというふうなものであるとする

ならば、これは、第三者であっても全部本人の責任になってくるわけでありますから、そういった面では、第三者を規定しなくてもはつきりとそこで本人の責任というのが発生するわけでありますから、あえて書き入れることはないというふうに思っております。

○島委員 質問は、それを罪刑法定主義に従ってきちんと法文に書いた方がいいんじゃないですかという質問ですが、それはどうですか。

○谷津議員 今答弁したように、例えばあつせん収賄罪においてもこれはないんですよ。ですから、こちらにおいてそれをあえて入れる、いわゆる不正を働いた者の処罰に対しても入っていないものを、正当な行為をやっても罰せられるのではありませんから、そこは入れなくてもいいというふうに私は考えておるんです。と同時に、大事なことは、本人の影響のあるもの、あるいは自分で処分できるようなものをやれば本人が罰せられる、本人が罰せられるわけでありますから、それは入れなくても法律上は何ら問題はないというふうに思っております。

○島委員 今のお話で、あつせん収賄罪でもないからという話。これは、我が党の山花議員も聞かれました、昭和三十三年四月二十二日、参議院法務委員会の議録でございまして。ちなみに私、四月二十五日の生まれでございます。

この最後に附帯決議というのがありました。山花議員も聞かれたと思いますが、その附帯決議の中で、当時、第三者供賄に関しては、新たに罰則規定を置く必要があるかどうかという点につきましても、将来十分慎重にまた熱心に検討したいと言っているわけですね。四十二年たちました。十分検討して、やはりこれは、こどもそう書いてあるんだから、今回この法律できちんと議論してやるべきだと思います。

野党提案者に聞きます。

第三者供与を入れる理由を教えてください。

○中井議員 昭和三十三年、高校一年生の中井治がお答えを申し上げます。

その前に、バランス論議がございまして。昭和三十三年につくられた法律と、今私どもが、昨今の政治あるいは政治家の大変な不祥事の中で、こううとしている法案とのバランスと言われると、これは国民に対して責任とれないだろう。先ほどの私設秘書のことも、昭和三十三年当時は、公設秘書はたしか一人だったと思うんですね。私設秘書など持っていた人はほとんど実はいなかった時代につくられた法律で、お尋ねしたら、私設秘書が今平均十数人いらっしゃる。よその党は違うんですよ、僕らは違うんですが、そういう中で議論とバランスなどと言われると、これは初めからやじろべえみたいなおかしい形になっているんじゃないか、こう考えております。

ただいまの第三者利得のバランスということに關しても、昭和三十三年当時に政党交付金もなければ政党支部でそれを受けるといふ制度もなかったわけでありまして、政治資金規正法という法律はありましたけれども、現行の法律とは全然違った形である。このことも含めてみんな考えるべきだ、このように考えております。

昨今のそういう状況の中で、私どもは、質問者からお話のあったとおり、当然はつきりと明文化をして対応すべきである、このように考えております。

理由については十分御承知のとおりだと思います。

○島委員 十分理解をしているという流れで話をさせていただけますが、今の意見を聞きましてどうですか、与党提案者。

○谷津議員 これは刑法上の問題でありますから、もしそういうお気持ちがあるならば、改めておたくの方で提案して、法務委員会の方でいろいろ議論していただければよろしいんじゃないかと思っております。

○大野(功)議員 ただいま我が党の秘書の数が多いことに触れられて、これと何かあつせん収賄罪が関係するようなことをおっしゃったわけではないと思いますが、そういうことをにおわすよ

うなことをおっしゃってしまっていて、秘書が多い、少ないというのは、我々は民意を吸収するためにやっているわけでございます。

ところで、あつせん収賄罪につきましては、昭和三十三年、私大学を卒業した年でございまして、そのときの衆参両院の附帯決議がございまして、読み上げてもよろしいうございしますが、十分御存じのことでございますので、ここにきちんと書いてあることをどうぞ思い出してくださいますようお願いいたします。

○島委員 この附帯決議にあつても、四十二年間ある意味で何も議論されていない。その中において、例えば国会答弁だけで済むとなると非常に心配なわけですよ。

ですから、改めて罪刑法定主義に基づいてきちんとして、与野党議論していただいて、これはやはり法文に書いた方がいいという結論を出していただくことを、政治倫理を確立する委員会の委員として希望します。

具体的な質問をしるという話があったので、質問します。

先ほど、政治家本人らの支配が事実上及び場合、政党支部の話がございましたね。まず確認ですが、政党支部は一般的に、答弁的には、第三者供賄については、それに当たるわけですね。

○谷津議員 第三者に当たります。

○島委員 本人が支部長を務める政党支部については、自己の意思のあるままに支出ができます。(谷津議員「いや、そうとも限らない」と呼ぶ)そうすると、限らないときはどういうときですか。

○谷津議員 私の政党支部についてちょっと説明しておきましょう。

私の政党支部は群馬県第三選挙区支部で、私が支部長であります。そして、この支部につきましては、年に一回必ず総会を開きまして、そこで会計報告の承認を受けることになっております。

そういうことで、支出につきましては、私の意思によってあそこへ持っていく、これを出せとい

うふうなことはほとんどございせん。私のところは公認会計士が監査をしております、その辺のところはかなり厳しくやっておりますものから、そういうものはございせん。

○島委員 今、群馬県第三区総支部でいらっしゃいますか、私のところはそういうことはありませんという話だけれども、それをもう少し明快にしたいだかないといけないと思うのです。

今おっしゃった要件からすると、一回大会を開いている、そして一回公認会計士が監査をしている、それがあればいい、そういう話ですか。

○谷津議員 そういうふうにはやっておりますから、私が自分の方の都合で、いわゆる政党活動以外のものとか何かに出すなどということとはできませんし、要するに、私的には使えないということは今そういう形で証明されているということなんです。

○島委員 野党提案者にちょっとお聞きしますけれども、野党提案者がより厳しくしたのは、私は今のこういう話を聞いていると、すべての政党支部がいいような感じになっちゃって、ざる法になつてしまふと思うのですが、その点どう考えますか。

○中井議員 それは当然この対象となるわけでありまして、私どもは、要は、その金額と頼まれ事との対価性の問題であろうか、このように考えております。

○島委員 これは、ぜひともきちんとしていく必要があると思うのです、これは立法者の意思ですからね。

次、聞きます。

例えば、県連というのがありますが、各政党支部の県連というのが、それで、例を出して恐縮ですが、先生が何かのあつせんを受ける、どこからあつせんを受ける、そしてそのときに、先生の支部はいいと言われるかもしれないが、対価性の問題があるから、例えば県連の方にパーティーがあるから何か買ってこれ、こういう場合には、県連は第三者に当たりますか。

○谷津議員 すべて証拠に基づいてのことだろうと思うのですけれども、県連が第三者に当たるかどうかということになりますと、これは第三者です。私どもは、党本部も第三者というふうに見ていきますから、同じだろうと思います。

○島委員 非常に具体的に聞きます。

一般的に、県連主催のいわゆる政治資金パーティーの場合に、例えばですが、二万円ぐらいの政治資金の寄附金だとすると、そのうち一万円ぐらいキックバックという制度があるところも多々あると聞いております。千円でも二千元でもいいです、もしそういうようなことがあった場合には、県連を通してこちらに来るという話になった場合には、どういうふうに判断されますか。

○谷津議員 二万円という数字を今聞いたわけでありましても、それは常識の範囲内の金額ではなからうかなというふうに思うのですよ。例えば、それがフィードバックして私のところに千円来るというのは、私は今まで経験したことがないからそういうのはわかりませんけれども、実際にそういうことがあったにしても、それは常識の範囲内の、いわゆる政治資金規正法の中に該当しているから問題にならぬというふうに思いますね。

○島委員 というように、極めていろいろな意味でまだ具体的には詰められない部分があると思うんです。ということは、どういふことかという、いろいろな形で法的にやれることがあるわけですよ。これは野党案ではどうなっていますか。

○中井議員 まことに恐縮ですが、議論の中でそこまで詰めたわけではございません。ただ、先ほどから申し上げていますように、一つは対価性の問題、それからもう一つは県連から頼まれてあつせんを行った政治家や政治家の資金団体や総支部にそのまゝお金が流れているのか、あるいはお金を払ったところは、県連にふだんから政治献金をしておいて、変わらない金額でやっておるのかとか、そういったことをいろいろと調べていかなく

ればならないと考えております。

しかし、政党支部と県連というのは、今の各政党の中では、なかなか関連づけというのはどうかという思いも私ではありますが、ただ、私個人でいえば、私は三重県でたった一人の自由党の国会議員でございますから、総支部は一応ありますから、県連というのは実質私の事務所にありますから、この場合にはやはりかかってくるんじゃないかなということも含めて、私はお答えとさせていただきます。

○島委員 先ほどから議論になっております私設秘書について改めてお尋ねをしようと思つたら、大野先生がいらっしゃらないので残念なんです。

先ほど私設秘書の数の実態についてお話がありました。自民党の方で調査した結果、十二、三名おられるという。十二、三名おられて、そして公設秘書は三名で、あと十名は対象外だと。一般の国民から考えたら、最初のこの法律の保護法益である国民の信頼というのは、わずか三名だけを対象にして、あと十名程度というのは、こういふいう理由だから違うんだというふうにするとなると、何か国民の信頼を損なうように思うわけでありすが、いかがですか。

○谷津議員 要するに本罪は、政治に関与する公務員の活動の廉潔性あるいは潔白清廉性といましようか、潔白性とこれに対する国民の信頼を保護しようとするものでありますから、したがって、処罰の範囲を公務員でない私設秘書にまで拡大することは不適当だというふうにご考えておるところであります。

また、刑法のあつせん収賄罪は公務員に職務上不正な行為をさせた場合に成立する犯罪であります。が、本罪は公務員に正当な職務上の行為をさせた場合でも犯罪として成立するものであります。したがって、同じあつせん行為であっても、犯情としては明らかに本罪の方が軽いということになるわけでありすが、

処罰の対象にしていない。犯情の重い刑法のあつせん収賄罪においてすら処罰の対象とされてない私設秘書を、より犯情の軽い本罪において処罰の対象とすることはバランスを欠く結果になるのではなからうか、このような観点から、本罪では私設秘書を処罰の対象としなかつたゆえんであります。

○島委員 またバランス論ですから、ぜひそれと脱していただきたいというふうに思う次第であります。

大野先生、済みません、先ほどいらつしやらないということをお聞きして恐縮でございます。今お帰りになられたのでお聞きしますが、せつかく先ほど長浜議員の質問に十二、三名ときちんと答えられておりましたので、秘書の実態についてお尋ねしたいのです。

例えばアメリカの秘書制度などというのは、御存じだと思いますが、総枠制で、どれだけ雇ってもいい。フルタイムで働く人、パートタイムで働く人、インターンで働く人と分けていられるそうです。調査されたときに、例えばフルタイム、パートタイム、インターン、これはちよつとイメージがわきにくいかもしれませんが、割と日本の場合には、どちらかというとパートタイムとかインターン、つまりきちんとフルタイムで働いていられつやらない人がお金を扱っていることが多いという話も聞いたことがあります。そのフルタイム、パートタイム、インターンとか、今の例はわかりにくいかもしれませんが、きちんと事務所におられる秘書、それから名刺だけ持っている秘書、その区別は今どれぐらいですか。

○大野(功)議員 フルタイム、パートタイム、インターン、それぞれの事務所によって違うのではなからうか。それについて全体的なことを調査したことはございません。

ちなみに、私のところでは、すべてフルタイムで働いております。

○島委員 さすがにこの委員会には、本当にそういうきちんとした委員がそろっていらつしやると

いうことを改めて感心した次第でございます。そのとおりかどうかはわかりませんが。

特に、公設秘書、私設秘書、私が申し上げたことはこの一点です。もう時間ありませんので、一つだけ申し上げますと、要するに、公設秘書三人で、十二、三人いらつしやって、十名程度の秘書をその範囲じゃないとすると、保護法益である国民の信頼というのは本当に得られるのだろうか。国民の信頼というのは、これは何かあるから外したのじゃないかというふうに思われる、それは最初の法益を保護できないのじゃないかということで、きちんとしていきたいと思つておる次第でございます。

済みません、あと一、二分しかないので、最後に……(大野(功)議員「ちよつとお待ちください」と呼ぶ)

○自見委員長 大野功統君、御答弁をお願いします。

○大野(功)議員 保護法益の問題と秘書の数は何ら関係ございません。

○島委員 私が言っているのは、政治公務員の政治活動の廉潔性とこれに対する国民の信頼なんだから、その国民の信頼をこの政治倫理特別委員会での議論の中できちんとしていかなくちやいけな

い。では、もう一回聞きますよ。十二、三人いらつしやって、三人だけ、その十人は外したという理由をきちんと説明してください。

○大野(功)議員 犯罪の中には、例えば殺人とか強盗とか、そういう全く社会規範に反するいわば自然犯というのがございます。これに反して、今回のあつせん利得罪というのは、特定の政策目的のためにやるわけでございます。政策目的というのは、先ほどから出ていられる保護法益の問題であります。しかも、身分犯でございます。いわば保護法益というのは、政治公務員の廉潔性、政治公務員の政治活動に対する国民の信頼でございます。したがって、悩ましいところは、では政治公務員を補佐しているのは、政策秘書、公設秘書

だけではなくて、私設秘書もやっているじゃないかという話が出てまいります。しかし、そこは、政治公務員を補佐する公設秘書、この区切りをいまして、秘書の中には、今もおっしゃいました名刺だけ持っている人、雇用関係が全くない人、いろいろございます。

問題は、そのように身分犯ということをはっきりしておくことが非常に必要法律である。そうしないと、例えば、私設秘書が全く政治公務員が知らない間に何かやっているかもしれない。こんなことをやりますと、政治活動の自由が全く束縛されるわけでございます。したがって、身分犯であるということ、法定犯であるということ、こういうことを十分御認識いただきたいと思っております。

○島委員 納得しませんが、時間ですので、一問だけ谷津議員に確認します。

先ほど、政治家の権限に基づく影響力の行使の発言で、質問の問題がありましたね。地方公務員に対して、例えばあの事業を進めるとか、承知しないと国会で質問するかもしれないというような話を、質問をしなくても、質問をするぞと言っただけで適用されるわけですね。

○谷津議員 それは、質問をするぞと言うことで、相手に対して、いわゆる地方公務員に対して、そういう威圧を与えるというふうなことになる、対価を得れば対象になりますけれども、対価を得ない限りはそれは対象になりません。

○島委員 終わります。ありがとうございます。

○自見委員長 達増拓也でございます。

○達増委員 自由党、達増拓也でございます。今、与党側答弁の最後のところにも政治活動の自由という話が出てきましたけれども、その政治活動、政治家の仕事とは一体何なのか、何であるべきなのかということをテーマに私は質問をしたと思います。

といいますのも、今国会、私は非常に疑問に

思っているのですが、森総理大臣が、衆議院の本会議を初めいろいろな機会に与党案についてのコメントを求められているおっしゃっているのですけれども、要は、あつせんについて、政治家の日常の活動の妨げにならないからよいといううな趣旨を与党側のあつせん利得罪法案について森総理が繰り返してコメントしている。どうも、あつせんというのが政治家の日常の活動であつて、それについて与党案は本当に最低限の抑制しかかからないので結構だということに言っているように聞こえるわけでありまして。

与党内には、幹部の方で、政治家はあつせんする動物だと発言しておられる方もいると聞いておりますけれども、森総理の答弁を聞いていても、どうも与党案の前提にあるのは、あつせんということが政治家の日常の活動であつて、今回の法律は、何か特に違法性の高い部分を選んで限定的に制限、処罰する、そういうものかと思えるのですけれども、この点、いかがでしょうか。

○亀井(善)議員 与党案の前提には、あつせんは政治家の日常の活動、こういう考え方があつたのか、こういう御質問と承知をいたします。

まず、あつせんとは、公務員に対し、ある行為をするよう、またはある行為をしないよう働きかけ、仲介の労をとるということであるわけでありまして、一般には、我々政治に携わる政治公務員が他の公務員に何かを働きかける場合には、大別すれば、一つには、だれかに何かを頼まれてその者のためにいわゆるあつせんをする場合と、もう一つは、国民や地域住民の意見や要望を吸収して、日常の政治活動の一環として働きかけを行う場合の二つであろうと思っております。このことは既にいろいろ御説明をしておりますけれども、こ

と、与党案は、政治公務員が行う政治活動と密接な関係があるあつせん行為により、報酬として財産上の利益を得ることを処罰の対象にしようとするものであります。だからこそ、処罰の対象となる犯罪構成要件を明確に規定する必要があるのでは

ります。

いずれにせよ、あつせんは政治家の日常の活動であるということが与党案の前提とする考えとの質問には、政治家の日常活動として、あつせん行為だけがすべてであるとの考えではないわけでありまして、このように申し上げたいと存じます。きょう、こうしてこのように、当委員会におきましても法案の審議をいたしております。法案を成立させる活動も我々の重要な政治活動である、このように認識しております。

○達増委員 では、確認しますと、あつせんにも二種類あつて、個別の口ききを行うあつせん、広く民間の意見を聞いて行政、政治に反映させる、それは今回のあつせん利得罪の対象にはならないけれども、あつせんにはそういう二種類あるということでしょうか。

○大野(功)議員 あつせんという言葉を使うべきなのか、政治家が被あつせん公務員に働きかけをするという言葉を使うべきか、これは別にしまして、さすが基本的な問題説明しようという御姿勢には敬意を表します。

二種類というのか、やはり民意を政策に反映していく、こういう行為が一つあると思っております。それからもう一つは、高齢者のためとか中小企業者のためとか、あるいは農業のためとか、ある程度国民全体より狭い範囲の方々の意見を政策に反映していく、こういう問題があつたかと思っております。

それから、例えば、行政処分を受けた者を代弁する、こういう場合は、行政処分を受けた者を代弁する行為があつたかと思っております。それからもう一つは、恐らくこれが問題だと思っております。特定者に対する特別な利益を図る、こういう行為があつたかと思っております。

一番と二番は、政治主導になって議員立法がふえてくると、政治家が政策をつくるために役所に働きかける、特別な政治目的を達成するために働きかける、こういうことは恐らくなくなってくるのではないかと思っておりますけれども、後者の場合、非常にきちっと法定要件を、構成要件を明確にし

ておかないと、何が一体悪いんだということが明確でなくなる。

私は、そういう意味で、二種類とか三種類というよりも、まず政治家の役割、まさに民意を反映するというのは国民が政治家に期待していることでもあるし、例えば中小企業対策というのも国民が政治に期待している役割でございます。また、不当な行政処分を受けたという場合には、恐らく政治家が国民を代弁して国なりあるいは地方公共団体に抗議してもらいたい、こういう場合もあるかと思っております。その辺の境目があいまいになつてしまつと、これは法律としてなかなか働かないんじゃないか、こういう意識を十分持つておりま

す。

○達増委員 私も地元を歩いていて、いろいろな地元の皆さんの話を聞いていて、自分の商売が大変だとか、お金のやりくりで困っているとか、あるいはどうも物をつくっても売れないとか、あるいは道路が悪い、道路を何とかしてほしい、そういう意見はどんどん聞くわけですが、そこから先が問題なんだと思うのです。

政治家の本来の仕事は、そういう個別的な要望を個別的に実現することであつてはならないと思ふのです。そういう要望を受けた場合に、それを直接役所に持っていく、こういう問題があるぞということを政治家の仕事なのではないか、まず経済政策が悪いんじゃないか、税制全般が悪いんじゃないか。そして、道路が悪い、何とかしてくれという場合には、公共事業の、どこに何をやるかというのを決める場合の基準がどうもまづいんじゃないか。フランスなどはそこを非常に数値化してきちんとして基準をやっている。そういう法改正をすべきじゃないか。国会議員であれば国全体のかじ取り、地方議員、地方の首長であれば地方全体のかじ取り部分で仕事をするのが本来。

野党の考え方は、あつせんというのをかなり広くとっていて、およそ政治家たる者、そういう全体のための仕事をする、全体の奉仕者であり、全

体の代表としてやっているわけですから、そういう本来の政治家のあり方というのをきちんと踏まえて、それ以外の個別的な要求の実現とかいうことはもう政治家はしないんだという、その理念が決定的に違うと思うのですけれども、これは野党の提案者、いかがでしょうか。

○玄葉議員 お答えをいたしたいと思っておりますけれども、今達増委員は、個別の意見があっても、その個別の要望をまさに個別に解決するのは本来ではないだろうという御指摘だったと思います。私自身もそう思います。

昭和六十年の六月二十五日に、国会で政治倫理綱領というものが議決をされています。その一つに、改めて言うまでもないことではありますけれども、「われわれは、全国民の代表として、全体の利益の実現をめざして行動することを本旨とし、特定の利益の実現を求めて公共の利益をそこなうことがないよう努めなければならない。」という書いてあるわけでありまして、そもそも国会議員は本来全国民の代表として行動する、政治活動をする、特定の者の利益のために政治活動は、少なくとも本来あるべき政治活動とは言わない、それが我々の思いであります。

したがって、与党案に対して、抜け道がある、抜け道があるというふうに申し上げるのも、本法案の成立を契機にして政治の抜本的な体質改善をしたい、口きき政治と言われるものからそろそろ決別をしなければならぬのではないかと、そうでなければならぬ政治に対する国民の信頼は返ってこない、こういう考えだからであります。

○達増委員 今回この法案を我々が議論しているのは、やはり九〇年代、この十年間、何とか日本の政治を変えようという政治改革の流れの中の一つの作業としてやっているんだと思うのです。目の前に余りに目に余ることがいっぱいあって、それをとにかく取り締まるという側面もないわけはないのですけれども、やはり政治のやり方を本来の政治のあるべき姿に変えていこうということがテーマだと思うのです。

その意味で、与党案の方は、あっせんの中身について、いわゆる対象者の行為ということで、契約の締結、行政処分に限定している。これは、先ほどのいろいろな個別的な要求を実現するための働きかけのあり方としては極めて限定的だと思っております。契約の締結、行政処分部分以外にもいろいろなさうという口きき、働きかけのやり方が今行われているわけであって、そのところは、広く職務に関する行為全般を対象とすべきではないかと考えるのですけれども、この点いかがでしょうか。

○大野(功)議員 まず、政治を変えよう、いい政治をつくっていく、与党も同じ思いでござい

ます。それからもう一つは、政治家というのは国民の厳粛な負託を受けて、そして国民全体のための奉仕をやる、全くこれはもう言をまたないこととございまして、一部の特定の者のために全体の利益を損なっちゃならない、当たり前のこととござい

ます。ただ、問題は、こういう法律をつくるわけでありまして、法律をつくって、しかも一遍処罰されま

す、政治公務員の場合には、公民権が刑の執行を終った後五年停止される、さらに被選挙権が

プラスして五年加えられます。これはもう政治生命が終わるわけでありまして、そういう意味で、こ

れは厳格に構成要件を明確にしておくことが絶対に必要である。

特定の者のために働いてはならない、当たり前のことですが、そういうふうに書きますと、特定の者とは一体何だろう、こういう疑問が当然起こってまいりました、あいまいだけ残る。先ほどちょっと三つ四つの区分けをしましたけれども、その中で、例えば高齢者のためになんといつたら、意見を受けて何か働きかける、これはど

る、政治家として当然の役割を果たしながら、特定のために利益を図ったなんといつて御用となる

と、これは大変なことになります。構成要件を明確にする、これは大事でありますから、例えばその特定の者に利益を図るという特色が明確なる契

約とか処分に限定する、こういうことをしているわけと

あいまいな法律をつくりま

論されていますとおり、非常に恣意的に法律が適用されて、公平でなくなるとい

ます。それから、警察権、検察権の乱用が起こります。それからまたもう一つは、あの政敵をもう

失脚させよう、こういう陰謀が働かないとも限りません。

したがって、一方は、そういうことになり

ますと、もう法律が公平に適用されないとするとこの法律は適用しない、これはざる法どころか底

抜け法でございまして、それから、一方、それを全部すくってしま

ます。こういうことになりましたので、構成要件を明確にする、そこをきちと処罰していく、こ

ういう趣旨でござい

る、政治家として当然の役割を果たしながら、特定のために利益を図ったなんといつて御用となる

と、これは大変なことになります。構成要件を明確にする、これは大事でありますから、例えばその特定の者に利益を図るという特色が明確なる契

約とか処分に限定する、こういうことをしているわけと

あいまいな法律をつくりま

論されていますとおり、非常に恣意的に法律が適用されて、公平でなくなるとい

ます。それから、警察権、検察権の乱用が起こります。それからまたもう一つは、あの政敵をもう

失脚させよう、こういう陰謀が働かないとも限りません。

したがって、一方は、そういうことになり

ますと、もう法律が公平に適用されないとするとこの法律は適用しない、これはざる法どころか底

抜け法でございまして、それから、一方、それを全部すくってしま

ます。こういうことになりましたので、構成要件を明確にする、そこをきちと処罰していく、こ

ういう趣旨でござい

○達増委員　ここで今我々が議論しているのは、刑事法制の改革というよりは、政治改革のための立法ということだと思うですね。政治家本来の仕事は萎縮させてはいけない、政治家本来の仕事にむしろ専念するために新しい法律が必要だと思うのです。

今非常に世間でも話題になり、問題になっていることで、例えば、森総理大臣が夜な夜な地元閣僚者と宴席のはしごをしているとか、あるいは、金大中大統領と首脳会談をする際、まず石川県を提案し、だめだとわかると石川県系の有力ホテルのある熱海を場所にする。それは、与党案ではあつせん利得にはならないし、およそ政治活動の一環ということなのかもしれませんが、ただ、そういうことをやっていたのでは日本はだめなのじゃないかという問題意識が今広く国民の中にあると思うのですね。

本当に国全体のかじ取り部分、経済対策であり、外交、防衛であり、教育を含む社会問題対策、そうしたことにものと政治家がエネルギーを割いていくための政治改革立法として、我々はこれのあつせん利得罪というのを議論しなきゃならぬ、と思うのですけれども、もう一度与党にその点伺いたいと思います。

○大野(功)議員 当然のことをおっしゃっているのではありません。私どもが主張しているのは、それらを法律にする場合に、あいまいな構成要件を持つ法律をつくってはだめですよ、犯罪の主体はきちっと決めましょう、処罰対象の範囲はきちっと決めましょう、それからあっせんの方法についてきちっと決めましょう、そうでないと大変な法律になりますよ、そのことは先ほど申し上げました。いわば角を矯めて牛を殺すようなことを絶対やってはいけない。角は矯めなければいけないか、もしません、それはそうであります。だけれども、牛全体を殺してはいけない、そういうことであります、目的は、まさに政治改革をやってよい政治をやっている、これは共通している認識でございます。

○達増委員 野党側の答弁もお願いします。

○中井議員　外務省のキャリアとして立派なお仕事をされている中で、さらに天下国家のためにということでも政界に飛び込まれた達増議員の大変志の高い政治の理想、政治家としてのあり方を聞かせていただきました。さすがに現職大臣を一騎打ちで破っただけのことはあると、まことに感銘を受けた次第であります。

同時に、私の三重県のごことで恐縮であります
が、岡田克也さんという国会議員がおられます
が、彼は徹底的に陳情政治を受け付けない。地方
自治体の長が来ても、陳情行政はやめましょと
はっきり言われて政治活動をやっておられる。こ
ういう形の方が出てこられることは本当にうれ
しいことだと考えております。

そういう意味で、達増さんのおっしゃるように、私どもはそういう高い理想を求めて国民の期待にこたえるべきだと思っています。九〇年から始まった政治改革の中で、小選挙区にしていく、あるいは比例代表にして政党名を書く、そういったことも、政治は本来政策で判断されるべきだ、こういったところの私どもの思いがあって出てきたわけでありまして、それに歩調を合わせてこういう倫理規定を厳しくしていく、私は当然のことだと思っています。

○達増委員 終わります。ありがとうございます。

○自見委員長 木島日出夫君。

○木島委員　日本共産党の木島日出夫です。

私自身野党案の提案者でもありますので、きょうは与党に質問をしたいと思います。

先日来論議を聞いておりまして、率直に言いまして、与党の皆さんのお立場は、犯罪構成要件を明確化しなきゃいかぬ、そうでないとい政治活動の自由が束縛される、そういう理屈で非常に対象を狭めてしまう、そしてその結果、結局この法律をつくる意味がない、実効性が完全に損なわれてしまうということになるのではないかと懸念をいたします。

どうもそれは、一九五八年、昭和三十三年の現行あつせん収賄罪をつくつたときと全く同じ議論の繰り返しをしているにすぎないと思うわけです。結局、あのあつせん収賄罪をつくつたけれども、請託という要件と、あつせんを受けた公務員の行為について、正当な行為じゃなくて、不正な行為だけに絞りをかけてしまった、そのために政治家、政治公務員についてはあの規定がほとんど使い物にならなかった。そして現実には、四十年来、この間ますます政治と金との関係が深刻になってきている。そういう今日の時点に立って、どういう刑事罰体系をつくれば政治と金を断ち切れるのかということが新たに問われている、そういう段階での審議だと思うわけであります。そこで、具体的にお聞きしたい。

一つは あっせん行為の態様についてであります。これが、与党案と野党案の大きく違う一つだからであります。与党案は、あっせん行為の態様として「その権限に基づく影響力を行使して」という縛りをかけております。野党案にはこのような縛りは全くかかっておりません。それで、非常にあいまいな規定でありますので、私、議論を明確ならしめるために、国会議員についてののみ聞きます。地方議員や地方の首長、秘書、私設秘書までも本件は問題になっているわけですが、そういう論議はやめて、国会議員についてののみ概念を聞きます。非常に概念が大事だからであります。与党案は、三つの概念で組み立てております。国会議員の権限、そして権限に基づく影響力、そして影響力を行使して、この三つの段階を踏んでようやく構成要件該当性があるということになっています。

そこで、単純に聞きます。国会議員についてありますが、その権限の意義について、既に先日、山本提案者からも修正答弁もありましたが、一定の答弁があったところでありますが、大事な概念ですので、簡潔に答弁願いたい。

○大野(功)議員 国会議員の権限でございますけれども、一例でございますが、議院における議案

発議権、修正動議提出権、委員会における質疑権、それから国政調査権の発動を背景とした調査行為、以上でございます。

○木島委員　そうすると、次に、「その権限に基づく影響力」、これはどういう概念でしょうか。

○大野(功)議員「その権限に基づく影響力」とは、公職にある者等が法令に基づいて有する権限に直接または間接に由来する影響力をいいます。すなわち、法令に基づく公職者の職務権限から生ずる影響力のみならず、法令に基づく職務権限の遂行に当たって当然に随伴する事実上の職務行為から生ずる影響力を含みます。

○木島委員　先日の山本提案者と全く同じ答弁であります。本当にわからない概念なんです。そこで聞きます。

例えば二人の国会議員がいたとします。一人は、与党の十回当選の衆議院議員で、建設大臣も歴任し、与党の、具体的に自民党と申し上げてもいいと思います、関係する部会の部長もやり、そういう経歴を持った国会議員、しかし今懲罰委員会にしか籍を持っていない国会議員と、初当選で文教委員会にのみ籍を置いている一期当選の与党の衆議院議員、あるいは同様に初当選の野党の文教委員会に所属している国会議員、三人の国会議員を比較したとして、それらが建設省の担当者に対して、この業者を、若築建設でもどこでもいいですわ、B級をA級に格上げしてくれ、これも処分ですわ、処分でしょう、そういうことを言う。それがあつせんだとしたとして、「その権限に基づく影響力」という概念を聞いているのです。が、十回当選のそういう身分、地位にある議員と、初当選のそういう身分にある議員とは、その「影響力を行使して」は同一なのでしょうか、違うのでしょうか。

○大野(功)議員 明快にお答えできないかもしれないけれども、一回当選と十回当選と野党議員、こういう区分けにいたします。私は、野党であらうと与党であらうと、一回当選であらうと十回当選であらうと、国会議員が本来持っている権

限、職務権限というのは変わらないと思います。それは、質問権であり、採決権であり、国政調査権を背景とした行為でございます。そこは変わらないと思います。直接的には変わらない。

間接的に言いますと、例えば、十回当選の人が仲間全部話をするとか、仲間を誘って反対するとか、そういうことでは変わるのかもしれない。それが間接的な影響力でございます。一回当選でも、仲間がたくさんおれば、やはり仲間を募ってやりますよという話になるのかな。ですから、そこも、一回当選、十回当選という判断をするのか、野党、与党という判断をするのか、私は、そういう区別じゃなくて、今申し上げたような間接的な影響はあるのではないかと。これが間接的影響でございます。

○木島委員 だから、間接的な影響力があるのかないかによって、その国会議員のあつせん行為が、逮捕され投獄され有罪になって議員資格剥奪になるかどうかの区分けになるのですよ。非常にあいまいじゃないですか。間接的な影響力なんというのは一体何を指しているのか、概念を言ってください。

○大野(功)議員 間接的な影響力については、今御説明申し上げたとおりでございます。それが本来に間接的な影響があるかどうか、これは証拠に基づき事実認定の問題でございます。

○木島委員 要するに、証拠に基づく事実認定の問題というところに答弁が逃げ込んでしまおうということとは、結局概念としてきちり言えないということの裏返しなんです。

続いて、では聞きますよ、そのような……(発言する者あり)概念があいまいでしょう、答弁が。その「影響力を行使して」とあります。どういう行為を指すのでしょうか。

○大野(功)議員 「影響力を行使して」ということでございますが、政治公務員の権限に基づく影響力をまず積極的に利用する。言いかえますと、実際に被あつせん公務員の判断を拘束する必要は

全くありません。これはそんな必要は全くない。しかし、態様として、被あつせん公務員の判断に影響を与えるような形で被あつせん公務員に影響を有する権限の行使でございます。このような態様の行為が、被あつせん公務員の判断に影響を与えるような形で行為に当たるかどうか、これは具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題でございます。あつせん行為を行う公職者の立場、あつせんの際の言動、それからあつせんを受ける公務員の職務内容その他諸般の事情を総合的に判断して決定される、判断されるものと認識しております。

○木島委員 では、具体的に聞きましょう。

そうすると、与党の十回当選の衆議院議員で、過去に建設大臣も歴任し、与党の建設関連の部会の部長も歴任し、建設行政に非常に強力な影響力を持っている国会議員が今いたとします。しかし現実には建設委員会に所属もしていない。そういう議員が、ある業者から依頼をされ、電話一本かけ、国会議員の○○だが自分の名前を名乗り、この業者をA級業者に格上げしてやってくれ、そう頼んだ行為は該当しますか。

○大野(功)議員 単に頼む行為は該当しません。

○木島委員 どういう行為が必要なんですか。

○大野(功)議員 陰に陽に、明示的、暗示的に国会議員の権限を使用する、こういうニュアンスが出ないと該当しません。

○木島委員 そこがまた問題なんです。陰に陽に、明示的、暗示的に行使すると。しかし、現在の日本の政治構造のもとで、政治家財癒着と言われている構造のもとで、私が指摘したようなそういう大物で力を持った国会議員の場合は、自分の名前を名乗っただけで、まさに陰に陽に、暗示的に強力な力を発揮して、被あつせん公務員、あつせんを受けた建設官僚は震え上がってその要求を全うするというのが問題で、そこにこそこういう法律をつくる必要があるという指摘をされているんじゃないでしょうか。

陰に陽に、明示的に暗示的に行うのは何ですか。

か。暗示的というのは、行為として表に見せない、まさに暗示的でしょう。陰にというのはいまにそうでしょう。陽に明示的に行うのは、具体的な行為として、その行為であらわれる。恐らく、単なる電話じゃだめなんだ、おどすような電話が必要だとおっしゃるんでしょう。それはいいです。暗にあるいは黙示的というのは、行為がなくていいんじゃないですか。まさにそういう大物である、建設行政に影響を持っている、そういう人物であるということさえ示していけば、事態は動いていくんです。あつせんは功を奏して、特定の業者に利益が与えられる。そして、金が入ってくる、わいろをもらう。皆さんの法案でいくと、対価としての財産上の利益を得るということになる。そういう構造を断ち切ることが必要じゃないでしょうか。そういう概念ですか。

○大野(功)議員 大物議員という例をお引きになりましたが、場合によっては、木島先生に言われた方が驚く人もいられるかもしれません。

しかしながら、先ほど御説明申し上げました。あつせんを受ける公務員の職務内容、それからあつせんの際の言動ということを示しました。それは、証拠関係をきっちりいたしまして事実を総合的に判断して、事実認定の問題としてやるべき問題でございます。

○木島委員 ですから、非常にあいまいな言動こそが有罪か無罪かの分水嶺だ。総合的判断が必要なんだと盛んにおっしゃる。それは、逆の言葉を言えば、この要件をぶち込むことによって、どんなに与党があいまいになつてしまふのか。先ほど私は答弁者として、野党案がいかにあいまいかについていろいろな質問を受けました。それ以上に与党案は、そういうあいまいな構成要件を持ち込むことによって、まさにあいまいにしている。あなたの方が再三言っている、構成要件を明確化することこそが大事なんだ、その基本的立場と全然矛盾するじゃないですか。構成要件を明確にするというあなたの方の大義と矛盾するじゃないですか。

○大野(功)議員 これも繰り返しの答弁になりますけれども、これは野党の問題じゃないかと思いますが、単に言ったことがすべて処罰対象になるとすれば、政治活動は自由にできません。そこがまさに問題なんではないかと。

したがって、そこは構成要件を、処罰対象の範囲をはっきりする、それから、あつせんの方法をきっちり、職務上の影響力を行使するというふうにはっきりする、それは事実認定の問題として考えていきたいと思います。こういうことですから、構成要件ははっきりしておると思います。

○木島委員 全然はっきりしていないです。

まさに今国民から政治家が指摘されているのは、表向きの国会議員としての権限は何にもない、単なる懲罰委員だけだ、しかし、その政治家の持っている地位、すさまじい地位で行政を動かしているんじゃないか。かつて山梨県でどうだったかということもありました。そして、それに対して見返りとしての多額の金品が業界からその政治家に渡っている。そのことこそが問題じゃないか。それで現行刑事法体制じゃだめだと指摘されているので、そこが逃げてしまふような、捕縛できないような法律なんかでは、あるいはその捕縛に非常に検察が苦勞するような法律ではだめだ。だから私どもはそれをさる法だと言っているわけでありまして。

時間が迫っていますから、二つ目の問題について質問いたします。あつせん行為の対象であります。

与党案と野党案の決定的な違いは、与党案が契約と行政の処分に限定しているところでありまして。もちろん野党案にはこのような限定はありません。私、いろいろな行政法を勉強して見ましたが、与党案が契約と処分に限定していることによって最大の問題はどこにあるか。私は、行政指導の問題だと思えます。

そこで、お聞きします。行政手続法第二条に、処分という概念と不利益処分という概念とともに、行政指導という概念が

初めて日本の法律体系に持ち込まれていきました。この行政指導が世上大きな問題として指摘されているところでありますが、行政指導というのは処分や契約から外れてしましますね。イエスカノーかでお答えください。

○大野(功)議員 本法の対象とするところからは外れます。

○木島委員 非常に時間が迫っておりますので、私はこの問題で徹底して詰めたかったのですが、次回に譲りまして、ちょっとさっきの問題に戻ります。

与党提案者の専ら自民党の提案者から答弁をいただきますが、実は公明党の提案者にお聞きします。先ほどの権限問題ですね。

二〇〇九年九月二十日の公明新聞で、北側当時の政審会長、今呼び方を変えたのでしょうか、この方が影響力行使について説明を詳しくしております。「影響力行使」には、法律上の地位だけではなく、事実上の立場、党の役職など一切含めて持っている影響力を積極的に利用することが含まれます。例えば、私の場合、公明党の政策審議会長という党内の役職がある。この政審会長という立場の影響力を利用する、ということも含まれるわけです。ですから、決して狭い概念ではありません。こう答弁をしております。

公明党の提案者は、「その権限に基づく影響力を行使して」、特に「その権限に基づく影響力」という概念をこういう非常に広い概念で使っているという聞いていいですか。

○漆原議員 基本的には、先ほど大野先生がお答えになったことと同じでございます。

党の政調会長としての立場、幹事長としての立場、いろいろあるかと思いますが、あくまでもこれは国会議員としての地位を前提とした立場でございます。職務権限ということも国会議員の権限から出てくるものですから、そういう意味では同じことでございます。

事実上影響力がある、間接的に、あるいは事実上の行為も含むということは、例えばほかの同僚

議員に働きかける行為、これも含むということに解釈されておるものですから、政調会長あるいは幹事長としての立場そのものが権限に含まれるかどうかわかりませんが、他の同僚議員に働きかけるその力の強さ、そういうものも考慮されるであろう、こう考えております。

○木島委員 私、最初に質問いたしましたね。与党の、十回当選で建設大臣歴任者、こういう地位にある国会議員は、それ自体が物すごい力を建設省に対して持つ。だから、電話一本で自分の名前を名乗っただけで、名刺を渡しただけでも建設省は動く。

そうすると、今の公明党の漆原提案者の答弁というのは、そういう影響力も含むのだという答弁ですね。しかし、この前の山本提案者と今の与党提案者の答弁は、どうも含まないような答弁です。同じ提案者の中で、自民党と公明党の解釈が、この一番大事な問題で、この法律が生きるか死ぬかにかかわるあっせん行為の態様についての解釈で根本的に食い違っている。どうですか。

○漆原議員 今、大物の建設大臣が電話を一本かけられた、これであっせん行為になるのかどうか、こんなふうにお話しされたわけなんです。それが影響力を行使したことになるかどうか。

先ほど大野先生おっしゃったように、私もあくまでも権限に基づく影響力を行使したということでございます。前回の事情を考えないと、影響力の行使をしたかどうか、これは総合的に判断しなければならぬということとは当たり前のことだと思っております。

○木島委員 もう時間ですから、最後の質問にします。

では、そういう非常に影響力を持った有力政治家は、どういう行為をした場合にあなたの方の与党案の犯罪に該当するのですか。電話一本ではだめだというのなら、どういう行為まであなたの方の法案は求めているのか、明確に答弁してください。

○大野(功)議員 これは、書いてあるとおりでございます。国会議員としての権限に基づく影響力を行使する。その説明は先ほど来いたしてありますから繰り返しません。

漆原提案者と私の説明は何ら食い違っておりません。一回生とか十回生とかいう区分をするから、先ほどあいう説明をしたわけでございます。

ただ、間接的な影響力というのは、場合場合に違って違が出てくるかもしれません。それはすべて事実認定の問題でございます。

○木島委員 もう時間ですから終わりますが、こんな不明確な概念はない。

同じ概念の中で、行使の問題はまた詰める必要があると私は思うのです。あっせん行為プラス影響力を行使してという概念になっていきますから。行使という概念とあっせん行為と二つの要件がある。あなたの方の法案では必要なんです。行使の概念は非常に大事だと思うので、後で詰めますが、私は、その以前として、国会議員としての権限に基づく影響力という概念を聞いたのです。

その概念について、公明党の北側さんと、きょうの、また先日の自民党の皆さんの答弁は全然、天と地とも違いがあるということだけ指摘をして、時間ですから質問を終わらせていただきます。

○自見委員長 北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合の北川れん子です。よろしくお願ひします。

多くの自治体では、国に先んじて独自の政治倫理条例を定めています。

先進的な条例のポイントは、住民を代表する公務員がその地位による影響力を不正に行使して私利をを図ることを禁止するところにあります。首長や議員の活動をできるだけ透明化して、金にまつわる情報を公開させ、住民の監視下に置くため、政治倫理審査会を設置したり、住民の調査請求権を保障したりしているのです。ここに、「開かれた市政の実現のために」とい

う川崎市の政治倫理制度に関する提言が冊子として出されているのですが、これは九一年に出されたもので、多くの自治体が参考にした提言で、私の出身の尼崎市もこれを参考にさせていただきました。

この中の一文に、こういうことがあるのです。ね。「政治倫理制度は、決して公職者に対する「不信」を前提とするものではない。それは、民主主義政治体制の当然の原理として、公職者の地位や行為に対する「情報公開」を定めるとともに、公職者にとっては、常に自らの行為について市民の審判を仰ぎ、職務執行の正当性を強めるための制度なのである。」というふうに明言してあるのです。

今出されている野党、与党案なんですけれども、残念ながら欠けているのが、主権者である国民からの統制の手段だと私は思っています。政治倫理の確立を国民自身が民主的にチェックできるように、今後、国会議員の資産公開制度や政治倫理審査会を実効性のあるものに改革すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○龜井(善)議員 委員の御質問をちょっと伺いますと、多くの政治家が何か悪いことをしていると、いう考え方を前提にした発言のように思われるわけがあります。

政治資金につきまして言及しておきますが、憲法が保障する政治活動の自由の一環として、個人であれ団体であれ、政党等に対する寄附を通じて政治に参加することの意義の重要性にかんがみ、およそ団体等の寄附を否定する論拠は乏しいと考えております。民主主義のコストとして正当なものと認識しておるわけであります。この点に関して明確にひとつ申し上げておきたいと思ひます。

なお、政治倫理の確立は、まず政治家個人が公人としての姿勢をみずから律することが基本であります。しかし、個人の自覚とともに、実際の行為を議院が自律的に監視し自浄する仕組みを機能させることも重要です。

そこで、委員御存じのとおり、両院に定められた政治倫理綱領の実効性を高める観点から、平成四年に、行為規範及び政治倫理審査会規程の改正強化、そして職務の公正さを明らかにすることを目的とした政治倫理確立のための国会議員等の資産公開を成立させたところであります。

なお、我が党におきましては、このように政治倫理綱領、行為規範、こういうものを我が党独自で定めまして、党倫理憲章あるいは党所属国会議員倫理規程をまとめたものを常に私も国会議員として持つ、こういうようなことで佩用しておるところでございます。

○辻元議員 今北川議員がおっしゃった御提案には、共感する部分がたくさんあると思います。

実際、今の現状を見ていきますと、まず一義的には、政治にかかわる選挙で選ばれた政治家が、自覚と良心を持ってみずからを律しながら仕事をしていくということが期待されていると思います。しかし、汚職とかお金にまつわる疑惑というのが後を絶たないということで、その点についての国民の不信が高まっているということは否定できないと私は思うのです。ですから、国民の中には、こういう法律をつくるのも政治家だけに任せられていいのか、国民がチェックをできるような何らかの措置をとるべきではないかという意見があるということも、私もよく耳にしますし、承知しています。

さて、そういう中で、今御指摘の幾つかの点なんです、特にこの資産公開法自体、これは不十分と言われている点があると思うのです。かつ、監査機関の設置の必要性や国民からの調査請求権の必要性が今問題になっていると私は思っています。また、政治倫理審査会がなかなか開かれていないというのも、これも歴然とした事実なんです。

そういう中で、各自自治体が独自に制定されている政治倫理条例や、今幾つか紹介いただきましたが、いわゆるあっせん利得処罰法案、これをどういうふうに整合性を持たせたり関連づけるかという

うことなんです。今回私たちが制定したものは、法律の類型や体系、構成の仕方が異なるというところで、法案の中に国民参加のチェックシステムを入れることはしませんでした。しかし、それを補完するものとして、今後いろいろなことを考えていかなくちゃいけないと思っています。

その事例としては、資産公開制度の改革や政治倫理審査会の活性化、実効性の確保、その他法案とは別の形で法制化すべき問題があると思います。かつて、政治倫理法の提案ということもありました。また、行政や議会の情報公開の一層の推進や、例えば政治資金の収支報告書のコピーの解禁とか保存期間の延長、それからオンライン上の公開などもあわせて検討していくということが必要だと思っています。

○北川委員 どうもありがとうございます。野党の皆さんからの提案の方が積極的であり、前向きであるというのが、如実にあらわされたと思っております。

先ほど、与党の答弁者の方から手帳を持ち歩いていると。ぜひ後でその水色の手帳を見せていただきたい。私の方も、女性六法を持ち歩いているいろいろな機会に活用させていただいておきますので、ぜひ後で参考させていただきたいと思っております。

八八年に明電工事件という事件がありました。ここに大物議員とかたぐさんの人たちの名前が載っているわけなんです、それも超党派にまたがっています、複数の議員でありました。PR質問をしたとか、現在、十二年たってもやっていると。ことを十二年前にもありとあらゆることをやっていたんだなというのを感じさせた事件だったと思うのです。

次にお伺いしたいのですが、先に献金をした政治家と関係をつくって、後で口ききをしてもらって報酬を受け渡した場合とか、先ほどからずっといろいろな場合を想定されてお話があったのですが、こういう場合もやはりあると思うのです。複数の業者が複数の議員を介在させるなど、

依頼と口ききとの対価の支払いが複雑に横行する場合も想定すべきであると考えているのですが、どのようにお考えでしょうか。

○小池議員 これまでも数多くのスキヤングル等々ございました。しかし、それはすべてケースがいろいろな場合にまたがっているわけでございます。

そこで、法律の適用ということについて申し上げますと、事実関係が非常に複雑に入り組んでいるということ、ではどんな場合に、そのような場合でも本法案の罪が成立するか否かというのは、やはりここは具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題ということで、ただし、処罰されるべき事案は処罰されるというふうに考えております。

○北川委員 なかなか質問が複雑だったので、御回答がちょっと違うなという感じがするので、御れども、逆に言えば、こういうふうにいるいろいろな仕組みを考えさせていくことをもう十年前前にもちゃんとやっていた人はやっていたわけ、ぜひ一つ一つ具体的に、こういう場合はこうだという形で、この後も聞いたときにはお答えいただきたいと思っております。

○小池議員 私は、ただいまそちらの質問にきちりとお答えさせていただいて、これ以上の答弁はないと考えております。

○北川委員 では、議事録を読ませていただいて、私にとれば具体的な部分でのお答えがなかったように思いますので、またいざねお伺いしたいと思っております。

次に、自民党の方にお伺いしたいのですが、自民党は、本年九月五日の役員連絡会で、政治資金の寄附者の公開基準を現行の年間五万円超から引き上げる方向で検討に入ることを決めたことと報道されていますが、あっせん利得罪法案、仮称になりますが、それに対する党内の不満を和らげようとするためなのかどうかはわかりませんが、あっせん利得罪創設の見返りに、政治資金規正法における寄附の公開基準を現行の五万円から二十四万円

に引き上げようというのだということです。

しかしこのことは、献金の公開基準を引き上げることによって政治資金の透明度を高めて、国民監視によるコントロールを強化しようという改革の流れには真っ向から反対するものだというふうには私は考えますが、政治資金規正法の見直しについてはどうお考えでしょうか。

○亀井善善議員 五万円超の引き上げの検討をすることを決めた、このようにおっしゃっておるわけですが、そのようなことは決めておりません。このことをまず最初に申し上げておきたいと思っております。

議会制民主主義のもとにおきましては、政党、政治団体等の活動を通じて国民の政治的意思が形成され、政治が遂行されており、この政治活動を財政的に支えるのが政治資金であることは御承知のことでございます。その意味で、政治資金の規制のあり方は議会制民主主義の健全な発展にかかわる重要な問題であると十分認識をしております。

今政治に求められているのは、国民の信頼を得る透明な政治の実現であります。この意味で、政治資金の透明性を高め、収支を公開し、政治資金の公明さを確保することは重要なことであります。政治資金のあり方については、民主主義のコストをどのように国民に負担していただくかという観点から議論をしていきたいと考えております。

あの人に何万円を寄附したのなら私の後援会にも何万円出してくれと他の議員に言われては困るというような理由で寄附に消極的になる者がいるのも事実でありまして、このことから寄附の公開基準の引き上げ論が論じられているということを承知しております。しかし、これは本法案とは全く無関係のことでありましてを申し添えておきます。

○北川委員 今、五万円超の場合は考えていないというお答えだったんですが、では、五万円を下げるというところでは御検討に入っていないらっしゃ

るかどうか、お伺いしたいと思います。

○亀井(善)議員 この件につきましては、まだ議論をいたしておりません。

○北川委員 ぜひ、国民一人一人が、いわゆる政治にお金をかけない、選挙もそうです、お金のかけない選挙を目指す、お金のかけない政治家のありよう自身を今求めていると思いますので、五万円という一つのラインを下げるということも含みおいて御検討いただきたいと思っています。

次に、具体的事案といたしまして、KSDの問題をちょっとお伺いしたいと思います。

杜民党は、十月の十九、二十、二十三と三日間ホットラインを開設しまして、二百三件ほどのお電話、ファクスをいただいたんですが、今新聞で出ているだけで読んだ場合でも、KSDが財団規定で寄附をできない、だから豊明会という任意団体をつくって、任意団体の豊明会が規正法上豊政連に寄附ができないことを乗り越えるために任意団体である自民党の支部を経由させた、政治資金規正法の脱法行為に当たるといふふうに思うんですね。

この際、政党に対する企業・団体献金の早期禁止が必要と考えられますが、いかがでしょうか。

○亀井(善)議員 KSDの問題につきましては、同財団の経理に関して捜査されているとの委員御指摘の新聞報道、このように承知をしております。具体的な事実関係が明らかになっておりません。これ以上コメントすることは不適当でなろうかと思えます。

○北川委員 具体的な事実関係を調査されようと思えないからわからないと思うんですが、またちょっと引き続きお伺いしたいと思います。

KSDと自民党大物議員との関係というのは、名前も名指しで出ていたと思うんですが、ものつくり大学問題や中小企業対策に関する特別委員会の設置の問題等々出ております。現行法ではなかなか難しいわけですが、KSDの趣旨に沿った議会活動を行って働きかけをして、その見返りを得ていたとしますと、この今新たにしくろうとする

法律、あつせん利得処罰には該当するのではないかと考えられますが、この場合はいかがでしょうか、想定質問になると思うんですが。

○亀井(善)議員 具体的な事実関係がわかりませんので、コメントすることは不適当と考えております。

○北川委員 具体的なことがわからないというのは、すぐ後ろ向きの姿勢でいらっしゃるというふうには思うわけですね。具体的にいろいろ委員会での質問等々が、見返りとしてその議員に、幽霊議員として渡されたり、お金として渡されていたということが出てくるわけですから、ぜひ積極的に自民党の中で調査をしていただきたいと思えます。

そして、この委員会前半から後半にかけて出ていたのが、政治活動の自由というものが何度か出ておりましたが、政治活動の自由とは一体何でしょうか。

○大野(功)議員 政治活動の自由というのは、特定の者というよりも、国民全体のために何事も恐れず政治目的を達成することです。

○北川委員 何事も恐れずといったところに、刑法も恐れずというふうな聞こえてくるのがちょっと残念な感じがしたんですが、憲法第九十九条に憲法尊重擁護の義務というのがあるんですね。国務大臣、国会議員は「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とありますが、憲法の中にこういう条項があるわけですから、自由というのはおのずから制限されると思うんですが、その範囲をいかに考えてしょうか。

○大野(功)議員 自由と申し上げた場合には、自由の裏には義務がございます。その義務というのは何かということ、法律とか憲法を守る、この義務でございます。

それから、自由というのはどういう意味で言ったかというところ、憲法に保障されている自由であり、そして何事も恐れないというのは、法律を恐れないわけではございません。いかなる抵抗に遭っても、やはり国民の民意を反映していく、そのた

めに頑張っていくという自由でございます。

○北川委員 憲法の中には自由を規定してあるのではなくて、基本的な人権を規定してあると思うんです。前文のところに、「国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」というふうになっているわけですね。ですから、先ほどの自由に関してかなりあいまいな御答弁だったと思うんですが、もう少し、自由に対して制限をしていられないのか、自由にかいていないのか、この点を踏まえてお答えいただきたいんですが。

○大野(功)議員 ちょっと御質問の趣旨がよくわからないんですが、政治家というものが国民から厳粛な信託を受けて、そして国民に信頼をちょうだいしながら政策目的を達成していく、日本をいかによい国にしていくか、国民のためにいかに奉仕をするか、それも特定の者じゃなくて全体の国民のために奉仕していくか、これはもう全く同じ認識ではないか、このように思います。

それから、そういう行動をやる場合に、政治家はいろいろな行動をやらなきゃいけません。それは先ほども申し上げました。例えば、政策目的に民意を反映していく、あるいはお年寄りのために、中小企業のために頑張っていく、あるいは行政処分を不当に受けた場合には、場合によっては国民の代弁者として行政機関にクレームをつけていかなきゃいけない、こういうこともあろうかと思えます。そういうことに對して、もし法律の構成要件がいまいであつて、それがそういうことまで制限するようなことになる大変だ。そういうことは、私は、政治活動の自由としてきちっと確保しておかなきゃいけない。

先ほど、角を矯めて牛を殺しちゃいけない、こういうことを申し上げました。角というのは仮にそういう欠点であるとすれば、牛というのはびんびんしていきななきゃいけない、元気でなきゃいけない。角は、やはり欠点だから矯正していきななきゃいけない。しかし、角を矯正したために牛が元

気がなくなつてはいけません。こういう意味で自由ということをお願いしております。

○北川委員 では、時間が来たようですので、終わります。ありがとうございました。

○自見委員長 次回は、明七日火曜日午後一時五十分理事會、午後二時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時二十分散會